# 川崎市景観計画 2018年12月改定



# はじめに



川崎市では、景観法施行の10年以上前から川崎市都心アーバンデザイン基本計画の策定や都市景観条例の制定など、良好な景観形成に向け取組を進めてまいりました。

そして 2004 (平成 16) 年に景観法が制定されたことを受け、本市においても同法に基づく「川崎市景観計画」を 2007 (平成 19) 年に策定しました。「かわさき百年の風土記づくり」を理念として掲げ、長い年月を経ても価値を失わない魅力ある景観を創出することや、大切にすべき地域資源を発見し調和させながら受け継ぐことによる景観づくりを進めてきました。

一方で、計画策定から10年以上が経過する中、本 市を取り巻く社会情勢等は大きく変化しており、景観 施策に求められる内容も変化しています。

こうした背景を踏まえ、これまでの景観施策を継承しつつも、地域の個性を活かし、時代の変化に対応した柔軟で質の高い景観形成を推進することを目的に、「地域の個性を活かす」「時代の変化に対応する」「質をマネジメントする」という3つの視点に基づき「川崎市景観計画」の改定を行いました。

景観は市民共有の財産であり、良好な景観形成は市 民生活を豊かにするために大変重要であると考えてお ります。また、優れた景観は地域のブランド資源とな り、シビックプライドの醸成にもつながる貴重なもの でもあると認識しております。

次代に誇りをもって引き継げる、魅力ある川崎らしい景観を形成するためには、市民、事業者、市がそれぞれの役割を果たし協働することが最も大切と考えています。

引続き、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

2018 (平成30) 年12月

川崎市長

稻田紀彦



# 目次

序章	川崎らしい景観をめざして	3	
	1 川崎市における景観のとらえ方	4	
	2 景観計画の改定の基本的な考え方	6	
	3 川崎市景観計画の体系図	10	
第1章	基本理念・目標及び計画の位置づけ	11	
	1 景観形成の基本理念	12	
	2 川崎市における景観のとらえ方	12	
	3 景観形成の基本目標 (景観法第8条第3項)	13	
	4 計画の位置づけ	14	
第2章	- 景観の特徴······	15	
	1 本市の景観を特徴づけるさまざまな要素	17	
	2 本市の景観の特徴	20	
第3章	景観計画の区域と良好な景観の形成に関する方針	31	
	1 景観計画の区域 (景観法第8条第2項第1号)	32	
	2 景観形成の基本的な考え方等		
	3 景観形成方針 (景観法第8条第3項)		
第4章	良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	47	
	1 行為の制限に関する考え方	48	
	2 景観形成基準 (景観法第8条第4項第2号)	50	
	3 届出を要する行為	62	
第5章	屋外広告物等による景観形成に関する事項	65	
	1 屋外広告物等の表示等による景観形成に関する基本的な考え方	66	
	2 屋外広告物等の表示及び屋外広告物等を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項等	68	
第6章	景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針	71	
	1 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に関する基本的な考え方	72	
	2 景観重要建造物の指定の方針		
	3 景観重要樹木の指定の方針	······ 72	
第7章	公共施設の整備における景観形成に関する事項	······73	
	1 公共施設の整備における景観形成に関する基本的な考え方	····· 74	
	2 景観重要公共施設の整備及び占用許可等の基準に関する事項	······ 76	
第8章	景観形成の推進方策		
	1 協働による景観形成の実践	80	
	2 景観形成に向けた取組体制の構築	81	
	3 関連施策・事業との連携	82	
	4 魅力ある景観情報の発信	83	
	5 新たな技術や社会情勢の変化への対応	84	
	6 景観計画の見直し	84	
	資料編	85	

# 序章

川崎らしい

景観をめざして

# 川崎市における景観のとらえ方

# (1) これまでの川崎市の景観づくり

本市の景観形成行政は、川崎駅周辺と新百合ヶ丘駅周辺で始まりま した。1981 (昭和56) 年度に策定した「川崎市都心アーバンデザイ ン基本計画」に基づく川崎駅周辺地区の取組は、これまでの川崎の負 のイメージを払拭しようと公共事業を明るさ・やさしさ・清潔さをデ ザインコンセプトとして先行整備し、その効果を民間事業へ波及させ ようとするものでした。1988(昭和63)年に「日本都市計画学会賞(計 画設計賞)」を受賞する等、10年弱のうちに本市の都市イメージを一 新するような街なみが形成されました。

また、新百合ヶ丘駅周辺では、1977 (昭和52) 年には、駅の新設 にあわせ土地区画整理事業が着工され、1980(昭和55)年には、地 権者等と協力し、街なみ形成に関する土地利用とデザインの基準を定 めた「上物建設マスタープラン」を策定しました。市は、これをもと に「新都心」としてふさわしい国際的な科学・文化都市をめざしてま ちづくりを推進し、1998 (平成 10) 年に「都市景観 100 選」に選出 される等、内外に高い評価を受ける街なみが出来上がりました。



1960 年代の川崎市の様子



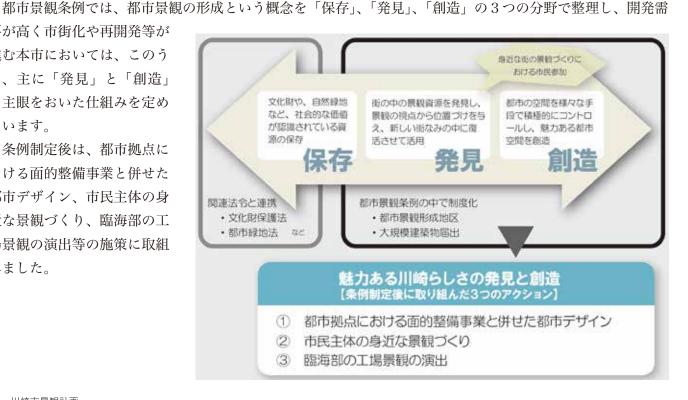
明るさや清潔さをデザインコンセプトとし て整備された川崎駅前

# (2) 第2期 条例による市民参加の景観づくり

拠点地区における事業を中心としたアーバンデザイン手法は限定的であり限界もあることから、都市景観行 政を拠点地区に限らず、市全体の施策として位置づけ、継続的に取組むとともに、民間建築物の届出や地域的 な景観形成等を制度化するために、1994 (平成 6) 年度に自主条例として川崎市都市景観条例を制定しました。

要が高く市街化や再開発等が 進む本市においては、このう ち、主に「発見」と「創造」 に主眼をおいた仕組みを定め ています。

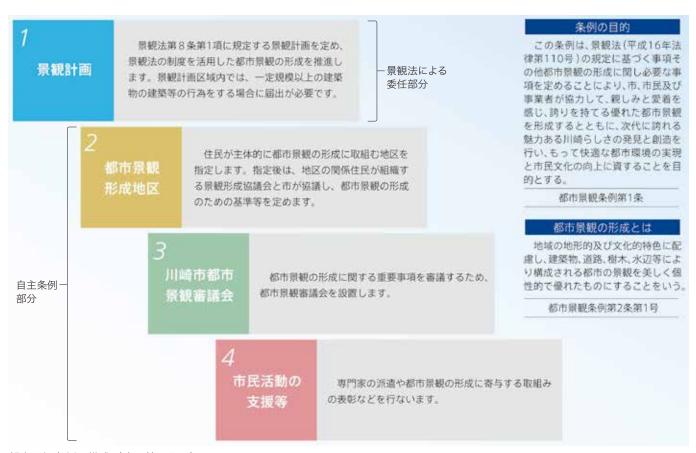
条例制定後は、都市拠点に おける面的整備事業と併せた 都市デザイン、市民主体の身 近な景観づくり、臨海部の工 場景観の演出等の施策に取組 みました。



# (3) 第3期 景観法と自主条例の2層による景観形成の推進

2004 (平成 16) 年度に景観法が制定されたことを受け、本市においても 2007 (平成 19) 年度に川崎市景観計画を策定するとともに、都市景観条例を改定しました。これにより、都市デザイン施策を景観法に基づく施策と条例に基づく施策に整理するとともに、街なみ誘導助成制度の創設等、更なる展開を図っています。

景観計画は、景観法に基づき、景観行政団体が良好な景観の形成を図るため、その区域、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定める計画ではありますが、本市では、一定規模以上の建築物の建築行為等について広く緩やかに制限を行う景観法に基づく施策と住民が主体的に都市景観の形成に取組む都市景観形成地区の指定等を行う従来からの都市景観条例に基づく施策を組み合わせて効率的に景観施策に取組みさまざまな景観形成を進めてきました。



都市景観条例の構成(改正前のもの)

# 2

# 景観計画の改定の基本的な考え方

# (1) 新たなステップを踏み出すための景観計画の改定

本市の景観行政は1980年代からスタートし、第1期、第2期、第3期と段階的に取組を進めてきました。第3期での景観計画策定以降、本市を取り巻く社会情勢は大きく変化するとともに、国による景観施策に関する動向も変化しています。

本市の行政施策としては、川崎市総合計画をはじめとして関連する計画の改定や新規策定が行われています。

また景観計画の運用においては、策定から10年以上を経る中で、一定の実績と成果を上げる一方で、一律的な規制により、時代に応じたより優れたデザインの創出を抑制してしまうことや現行基準が近年、活発化が見られる公共空間の利活用や市有財産の有効活用の取組を想定したものとなっていない等の幾つかの課題もみられます。

こうした状況を踏まえ、これまでの本市の景観施策を継承しつつも、 地域の個性を活かし、時代の変化に対応した柔軟で質の高い景観形成 を推進する本市の新たな景観施策のマスタープランとするため、景観 計画を改定します。 第1期 公共事業等の先行による 都市イメージの転換

第2期 条例による 市民参加の景観づくり

第3期 景観法と自主条例の2層による 景観形成の推進

第4期 時代の変化に対応した 柔軟で質の高い景観形成の推進

# (2) 景観計画改定の具体的な方向性

景観計画の改定にあたっては、次の3つの視点で改定を行います。

# 景観計画改定の3つの視点

# 視点 **]** 地域の個性を活かす

これまで取組んできた地域の個性を活かす取組を更に進め、都市拠点だけでなく、身近な地域においても取組を推進するとともに、景観を「つくる」だけでなく、「保全・活用する」ことで川崎の多彩な魅力をより一層引き出します。

# <sup>視点</sup>2 時代の変化に対応する

社会情勢の変化に伴い、計画 に求められる内容も変化して います。時代が求める賑わい 空間創出のための広告物につ いて優れたデザインであれば 緩和する等、時代の変化に対 応した施策を推進します。

# 視点 3 質をマネジメントする

景観に影響を及ぼすものを広く対象とし、必要な基準の強化を行うとともに、単に規制を行うだけでなく、一律の規制によらない更なる誘導を行うことで景観の質をマネジメントします。

具体的な方向性は以降に示すとおりです。

# ア 地域の個性をより活かすための再整理

# (ア) 上位計画や関連施策と景観計画との位置づけの再整理

景観計画の策定以降、上位計画や関連計画についても新たな策定や改定が行われています。景観計画の改定にあたっては、これらの計画との関係や位置づけを再度整理する必要があります。

近年では、都市農地の持つ景観形成機能が農業分野を始め広く評価され、また、観光分野においては、景観は地域が有する大きな観光資源の一つであり、その活用を図ることが観光振興の有力な手段となります。このように、良好な景観形成を推進するためにはさまざまな分野が関係することから、景観計画においても、改めてこれらの分野との連携を図っていく必要があります。

こうした上位・関連計画の策定・改定及び新たな関連計画との連携を踏まえ、これらの計画との関係を再整理し、さまざまな施策等との情報共有や連携・調整を積極的に図ります。

# (イ) ゾーン、軸、拠点のあり方の再整理

景観計画では、市内を4つのゾーンにわけ、景観の拠点や景観軸を設定し、景観の骨格をつくる要素として位置づけてきました。本市における景観の要素、良好な景観形成に向けた施策の展開を踏まえ、これらのあり方についても再度整理する必要があります。

本市における景観のとらえ方及び景観の特徴を整理しなおしました。再整理した景観の特徴を踏まえ区域 を区分し、景観形成方針を示し、効果的・効率的な景観の形成を図ります。

# (ウ) 届出対象要件の見直し等、地域特性に応じた景観誘導が可能となる届出制度の見直し

景観法では、景観計画区域内において行われる一定の行為について届出義務が定められています。これを受け、本市でも景観計画等において、届出の対象要件や基準等を定めてきました。これまでの実績を踏まえ景観計画の改定にあたり、より地域特性に応じた景観誘導を行うためには、これらの見直しを行う必要があります。

地域の景観に大きな影響を及ぼすものをより細かに抽出し、より適切な景観誘導を行うことができるよう、 届出の対象要件を見直しました。特に橋りょう等の大規模な工作物については、景観への影響が大きいことか ら、新たな届出要件を設け、これまで以上に積極的に景観誘導を行っていきます。

# (エ) 景観重要公共施設、景観重要建造物・樹木等のあり方の見直し

景観計画において、景観重要公共施設、景観重要建造物・樹木等については、整備に関する事項や指定の方針等を定めることとなっています。指定等の推進に向け、これらのあり方について見直しを行う必要があります。

指定の対象をより抽出しやすくするために、他施策との棲み分けを整理した上で対象要件をより具体的に設 定しました。

# (オ) 坂道景観、眺望景観等を活かした景観形成

これまで本市の景観づくりは、建築物や工作物等による都市空間の形成に力点を置いてきました。しかしながら、実際には、さまざまな領域が景観を形成するものとされており、「つくる」だけではなく、「保全・活用する」といった視点についても重要性が増しています。例えば、「坂道」「眺望」等も景観を構成するものと考えられ、これらを活かした景観づくりが必要となっています。

これらの個性や魅力を引き立てる身近な地域の多様な景観の要素については、まちづくりの重要な資源として、住民主体のまちづくりに積極的に活かしていきます。また、特色ある景観のまとまりを形成しているものについても「景観拠点」として位置づけ良好な景観を創出・先導していきます。さらに「坂道」等は、良好な景観の形成のために重要な役割を果たすものとしてとらえ、景観重要公共施設の指定において、適宜位置づけるものとします。

# イ 時代の変化に対応した優れた景観創出の誘導

# (ア) 公共空間を活用した「新たな賑わい創出」のための取組への対応

近年、地域活性化や賑わい創出の場としての公共空間の活用等に対する期待が高まっています。公共空間を活用したイベント等が行われる場合には、あわせて広告物等も掲出されますが、優れたデザインで魅力ある広告物は、魅力ある景観の形成、イベント期間等の街の雰囲気を盛り上げることに繋がります。

また、広告物等の掲出により、エリアマネジメント等の地域活動の財源を確保し、更なるまちの活性化を図る等の取組もみられます。

そうしたことを踏まえ、「新たな賑わい創出」に資する取組に対しては、従来の規制にとどまらない新たな 視点が必要となります。

賑わいの創出や地域の魅力向上に資する広告物等の取扱いについては、一部景観計画上の基準の見直しを検討し、柔軟な運用の取組を推進します。

# (イ) 財産の有効活用のための取組への対応

公共施設の老朽化に伴う財政負担の増大や財政の硬直化への対応として、財産の有効活用の取組拡大が求められています。今後、公共施設への広告掲出やネーミングライツ(命名権)の導入が進むことが考えられますが、 景観形成に大きな影響を与えることも考えられ、財産の有効活用と景観形成の両立という視点が必要です。

周辺の景観との調和に十分配慮し、公共施設や公共空間に掲出するものとしてふさわしい形態・デザインと するものとした上で、基準の柔軟な運用を推進します。

# (ウ) 積極的な情報発信と共感・シビックプライドの醸成

本市の景観の魅力を国内外に向けて情報発信を行う等、景観施策においても、都市イメージの向上を図り、市民のまちに対する愛着を高める取組が求められています。

引続き、イベントやワークショップによる景観啓発に取組むとともに、新たな媒体を利用した情報発信や景 観への理解を深める啓発ツールの作成等、積極的な情報発信を行います。

# (エ) 新たな技術や社会情勢の変化への対応

近年、さまざまな技術の進歩により、広告物等の種類が多様化しており、こういったものについても適切に 対応していく必要があります。

技術革新等により新たに出現する事業、社会情勢の変化により規制が必要となる事業等についても、協議の 対象としていきます。

# ウ 質をマネジメントするための仕組みの強化

# (ア) 良好なデザインを誘導する仕組みづくりの推進

建築物等については、景観形成基準に基づき、市から助言・指導を行っています。しかしながら、景観デザインの多様化が進んでおり、地域の個性に応じたより質の高い都市空間をつくり出すには、職員による一律の指導では難しくなっています。一定規模以上の建築物等、景観に影響を及ぼすものについては、統一的な運用として専門家による助言を得る景観アドバイザー制度の導入が行われている先進事例もあり、本市でもこういった手法の導入を検討する必要があります。

景観アドバイザー制度のように、専門家による助言を得ながら良好なデザインを誘導する等の仕組みづくり を推進します。

# (イ) 周囲の景観に対して与える影響の大きい屋外広告物等についての基準の強化

本市の景観計画では、都市拠点等の特別な地区において屋外広告物の詳細な基準等を定め景観誘導を行っていますが、基準を定めていない一般地域においても、幹線道路沿道等では必要以上に派手な色彩で大きな広告物が見受けられます。一般地域においても一定の景観誘導を検討する必要があります。

一般地域においても屋外広告物等の表示に関する基本的な配慮事項を定めるとともに、周囲の景観に対して 与える影響の大きい、規模の大きな商業施設等について新たに基準を定め、調和のとれた景観の形成を図りま す。

9

# 川崎市景観計画の体系図

本計画の体系を次に示します。

# 序章 川崎らしい景観をめざして

○ これまでの川崎市の景観づくり

○ 景観計画の改定の基本的な考え方

# 第1章 基本理念・目標及び計画の位置づけ

- ○景観形成の基本理念
- 景観形成の基本目標(景観法第8条第3項)
- 川崎市における景観のとらえ方
- 計画の位置づけ



# 第2章 景観の特徴

○ 本市の景観を特徴づけるさまざまな要素

○本市の景観の特徴

# 第3章 景観計画の区域と 良好な景観の形成に関する方針

- 景観計画の区域 (景観法第8条第2項第1号)
- 景観形成方針 (景観法第8条第3項)

# 第4章 良好な景観の形成のための 行為の制限に関する事項

- 景観形成基準 (景観法第8条第4項第2号)
- 届出を要する行為

# 第5章 屋外広告物等による景観形成に関する事項

- 屋外広告物等の表示等による景観形成に関する基本的な考え方
- 屋外広告物等の表示及び屋外広告物等を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項等

# 第6章 **景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針**(景観法第8条第2項第3号)

# 第7章 公共施設の整備における景観形成に関する事項

- 公共施設の整備における景観形成に関する基本的な考え方
- 景観重要公共施設の整備及び占用許可等の基準に関する事項(景観法第8条第2項第4号)

# 第8章 景観形成の推進方策

- 協働による景観形成の実践
- 関連施策・事業との連携
- 新たな技術や社会情勢の変化への対応
- ○景観形成に向けた取組体制の構築
- 魅力ある景観情報の発信
- 景観計画の見直し



# 第二章

基本理念・目標

及び計画の位置づけ

# ] 景観形成の基本理念

本市では、これまで「かわさき百年の風土記づくり」を景観形成の基本理念として定め、社会状況が目まぐるしく変化する中においても百年単位の展望をし、長い年月を経ても価値を失わない魅力ある景観を創出することや、大切にすべき地域資源を発見し調和させながら受け継ぐことによる川崎らしい景観形成を推進してきました。今後も引続きその理念に基づき景観形成を進めるものとします。

# 2

# 川崎市における景観のとらえ方

# (1) 本市における景観とは

これまで川崎市景観計画では、景観を「個々の建物の外壁、屋根、門塀、植栽などと道路、街路樹、街灯などの様々な要素が調和して形成されたもの」と定義してきました。本市の都市景観形成施策が1980年代の川崎市都心アーバンデザイン事業等からスタートし、その後も市街化や再開発が進む中、景観づくりは、建築物や工作物などによる都市空間の形成に力点が置かれてきました。

こうしたなか、日本社会が人口減少期に入り転換期を迎え、本市では、2016(平成 28)年に川崎市総合計画を策定し、「成長と成熟の調和による持続可能な最幸\*のまち」という都市像を目指しています。これまでの都市空間の形成といった「つくる」だけではなく、日常生活の質的な充足や郷土への愛着と誇りを強く感じることができるような「保全・活用する」といった視点についても重要性が増しています。このことから、これまで力点を置いてきた建築物や工作物等に関わるものだけでなく、農や緑、水辺等の自然環境や、商店街を人が行きかう様子など人の活動や営みについても今後は力点を置いていく必要があります。

そのため本市では今回の景観計画の改定にあたり、景観を改めて広く捉えなおすこととします。

景観の とらえ方 都市空間はもとより、自然環境、人の営みにより形づくられる様子など、 普段人々が目にしているながめ

\*「最幸」とは…川崎を幸せのあふれる「最も幸福なまち」にしていきたいという思いを込めて使用しています。

# (2) 魅力的な景観形成により得られる効果

地域の特徴を活かし魅力的な景観形成により得られる効果は多面的です。下図に示すとおり、様々な効果が 期待されます。本市においても、魅力的な景観形成により得られる効果の多面性をとらえ、積極的に景観行政 に取組みます。

# ■魅力的な景観形成により得られる効果

類型	景観形成により直接的に得られる効果	発現に比較的時間を要する効果
	・良好な景観に対する住民の理解や関心が深まる ・様々な地域活動(イベント等)が行われるようになる ・関係者間(行政・地元組織)の連携が促進される	・住民の自治意識の向上
		・景観形成の制度化
空間	・地域の景観的な魅力が高まる ・地域資源の保全、活用が進む	・まちの魅力の向上
社会	・地域の伝統技術が復元・活用される ・来訪者が増加し地域経済が向上する	・技術の継承と蓄積
112	・地域に賑わいがうまれる ・地域全体の評価が高まる	・地域の活性化

※『「まちづくり効果」を高める公共事業の進め方(案) ~公共事業における景観配慮の事例に学ぶ』(国土技術政策総合研究所、平成26年) を参考に作成

# 3

# 景観形成の基本目標 (景観法第8条第3項)

基本理念及び次代の景観形成の実現に向け本市の景観形成の基本目標を次のとおり定めます。

# 目標 1:川崎を形づくる骨格を活かす

広域的な景観のまとまりを形づくる地形や、市域を広く帯状の景観を形成する多摩川や二ヶ領用水、多摩川崖線など、本市全体の景観を特徴づける骨格的な要素を際立たせながら大切に活かします。



# 目標 2:個性と魅力ある川崎の顔をつくる

川崎市都市計画マスタープランで位置づけられている拠点をはじめ、地域の自然資源や歴史文化資源等により特色ある景観がみられる地区は、本市の良好な景観形成の先導的役割を果たし川崎市の都市イメージをつくる顔となるよう個性と魅力ある表情豊かな景観づくりをめざします。



# 目標 3:地域特性を活かした身近な街なみをまもり・育てる

地域の自然資源や歴史文化資源、新たにつくられた都市的資源等の地域らしさを発見し、調和させながら受け継いでいくことをめざして、市民の発意による主体的な景観づくりの活動を支援し身近な街なみをまもり・育てます。



# 目標 4:情報発信により川崎の景観への愛着を高める

川崎駅周辺等の都市景観、工場夜景等の産業景観、生田緑地等の自然景観をはじめとして、川崎市の景観の魅力を国内外に向けて効果的かつ戦略的に情報発信します。情報発信により都市イメージの向上を図るとともに、増加が見込まれる来訪者に対する観光やシティプロモーション施策と連携し、市民のまちに対する愛着を高めます。

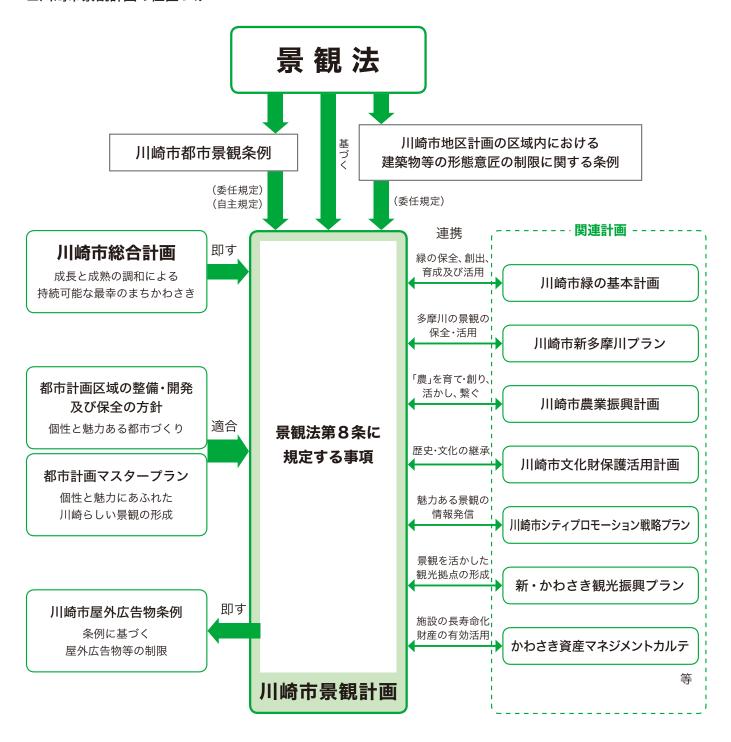


# 4 計画の位置づけ

景観計画は、良好な景観の形成、創出又は保全を図るため、景観行政団体が景観法第8条の規定に基づき定める法定計画です。

川崎市景観計画は、この内容に加え、景観法の委任を受けた川崎市都市景観条例(以下「都市景観条例」という。)及び川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例(以下、「地区計画形態意匠条例」という。)の規定並びに都市景観条例に基づく本市独自の施策をも網羅するものとします。さらに、「川崎市緑の基本計画」における緑の保全、創出、育成及び活用、「川崎市新多摩川プラン」における多摩川の景観の保全・活用、「新・かわさき観光振興プラン」における景観を活かした観光拠点の形成等、それぞれの関連計画との連携を図ることとするなど、本市における景観施策のマスタープランとして位置づけます。

# ■川崎市景観計画の位置づけ



# 第2章

# 景観の特徴

# まとまりでとらえる川崎市の景観

# 多種多様な景観にあふれた川崎市

川崎市では今回の川崎市景観計画の改定にあたり、景 観を『都市空間はもとより、自然環境、人の営みにより 形づくられる様子など、普段人々が目にしているながめ』 として、広く捉えなおすこととしました。この捉え方に 基づくと私たちの生活は、常に景観とともにあることに なります。

また川崎市は、北西の丘陵部から南東の臨海部にかけ て延長約 33km に及ぶ細長い地域に特性の異なるさま ざまな地域が存在し、それぞれに異なる景観があります。 そしてそこには150万人を超える人々が暮らしており、 そのながめを享受する人の数も多様です。さらに時間の 流れによって都市のありようが変化していくように、景 観そのものも変化していきます。

まさに川崎市は多種多様な景観にあふれた都市と言え るでしょう。

このような川崎市の景観について、市民一人ひとりが 理解を深めるとともに、より効果的に良好な景観形成に 取組んでいくためには、川崎市の景観のありようを分か りやすく構造的に理解することが重要になります。

# まとまりでとらえることで見えてくる景観の特徴

日本各地の自治体においても、地域の景観の特徴を分 かりやすく捉えるために、自治体独自の視点で取組んで います。各自治体が策定する景観計画には、さまざまな 視点から景観を捉えようと整理がされています。

本市では地域のありようを再確認するとともに、これ までの川崎市景観計画の内容を踏まえた上で、景観を特 徴づける幾つかの要素(「地形」「河川・崖線など」「地 域の成り立ちや土地利用」「個性や魅力を引き立てる身 近な地域の景観の要素」) に着目しました。それらによっ てつくられる景観のまとまりをあらためて認識すること で、川崎市の景観の特徴を分かりやすく整理しています。

川崎市景観計画では、この景観の特徴の整理に基づい て、各種施策を構築しています。そして各種施策を積極 的に展開することにより、地域の個性を活かし、時代の 変化に対応した柔軟で質の高い景観形成の推進に取組ん でいきます。







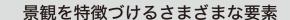


# 本市の景観を特徴づけるさまざまな要素

現在の川崎市の景観は、多様な地形やみどり、河川等の様々な自然景観、高層建築物等が集積する都市景観、 これまで積み重ねられてきたまちの歴史、現在の人々の生活する姿など、多種多様な要素から成り立っていま す。それらの要素が重なりあい、関係しあうことによって、地域固有の景観がつくりだされています。

川崎市の景観に対する理解を深めるために、景観を特徴づけているさまざまな要素を整理すると、川崎市の 景観の特徴は、大きさや性質の異なる4段階の景観のまとまりと要素として表すことが出来ます。

# ■景観を特徴づけるさまざまな要素と川崎市の景観の特徴



※主な要素の例

地形

緑地

河川・水辺

建築物

工場夜景

賑わい

農地

公園

街なみ

屋外広告物

歴史・文化

おまつり

主に地形の特性からつくり出される 広く緩やかな景観のまとまり



景観ゾーン

河川や崖線等がつくる 市域を貫く帯状の景観のまとまり



景観の帯

地域の成り立ちや土地利用を活かした 特徴的な景観のまとまり



景観拠点

個性や<mark>魅力を引き</mark>立てる 身近な地<mark>域の景</mark>観の要素



個性や魅力を 引き立てる身近な 地域の景観要素

# ■ 第2章から第4章までの主な流れ

本書では、第2章で川崎市の景観の特徴を、大きさや性質の異なる4段階のまとまりと要素として整理しま す。この整理に基づき第3章では、景観のまとまりを「ゾーン」「帯」「拠点」等に分類し、それぞれの景観形 成方針を示しています。さらに第4章では、それぞれの景観形成方針を踏まえて、建築物の建築等に対して良

# 好な景観の形成のための行為の制限に関する事項(景観形成基準)を定めています。 第2章 景観の特徴 第3章 景観の特徴 景観計画の区域と良好な景観の形成に関する方針 景観要素 川崎市の景観の骨格 景観計画区域全体における景観形成 平野部ゾーン 主に地形の特性からつく り出される広く緩やかな 丘陵部ゾーン 景観のまとまり 地形 臨海部ゾ-農地 景観ゾーン 緑地 多摩川の帯 公園 河川や崖線等がつくる市 河川・水辺 域を貫く帯状の景観のま 街なみ とまり 多摩丘陵の帯 建築物 景観の帯 多摩川崖線の帯 屋外広告物



工場夜景

歴史・文化

賑わい

おまつり

# 景観形成を先導する拠点

地域の成り立ちや土地利 用を活かした特徴的な景 観のまとまり







都市系拠点

自然系拠点

文化系拠点

個性や魅力を引き立てる 身近な地域の景観の要素

景観まちづくりの萌芽

# 新たな景観まちづくりの創出・育成



景観拠点





個性や魅力を引き立てる身近な地域の景観要素

# 第3章 景観計画の区域と良好な景観の形成に関する方針

# 第4章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

# ○広く緩やかな景観のまとまりを「景観ゾーン」として位置づけ

- ○「丘陵部ゾーン」「平野部ゾーン」「臨海部ゾーン」の3つ に区分
- ○それぞれの景観ゾーンの特徴を活かしながら、緩やかに良 好な景観の形成を図るよう基礎的な景観形成方針を定める
- ○市域を貫く帯状の景観のまとまりを「景観の帯」として位 置づけ
- ○「多摩川の帯」「二ヶ領用水の帯」「多摩川崖線の帯」「多摩 丘陵の帯」の4つを位置づけ
- ○景観の帯の美しい景観が際立つとともに周辺地域と一体と なった良好な景観形成を図るよう、それぞれに景観形成方 針を定める

# 一般基準

- ○景観ゾーンごとに、守るべき 基本事項を「景観ゾーン基準」 として定める
- 上の建築物 及び工作物 の建築等に 届出を求め る

○一定規模以

○景観の帯ごとに、守るべき基本事項を「景観の帯基準」と して定める

- ○地域の成り立ちや土地利用を活かした特徴的な景観のまと まりを「景観拠点」として位置づけ
- ○「都市系拠点」「自然系拠点」「文化系拠点」の3つの類型に整理
- それぞれの特性や上位計画、関連計画等との整合を図りな がら景観形成方針を示す
- ○区域の全部または一部において景観まちづくり先導地区(景観計画特定地区、都市景観形成地区、地区計画(地区整備計画において、建築物の形態意匠の制限を定めたものに限る)を指定した地区))を定め景観拠点の良好な景観を創出・先導
- ○景観まちづくり先導地区が定められている地区は、 それぞれの地区で独自の景観形成基準を定める
- ○景観まちづくり先導地区の周辺においては、当該 地区の景観形成基準等に準じる
- ○規模に関わらず、地区ごとの届出対象の要件に該 当する場合に届出を求める
- ○景観まちづくり先導地区の指定がない場合は、各景 観拠点の景観形成方針を踏まえながら、該当する一般 基準(景観ゾーン基準、景観の帯基準)に適合するも のとする
- ○個性や魅力を引き立てる身近な地域の景観の要素は、景観 資源を活かしたまちづくりの重要な資源として、住民主体 のまちづくり等に積極的に活かす
- ○大規模な土地利用転換等がある場合は、その機会を捉え景 観まちづくり先導地区の指定を目指す等、新たな景観拠点 の形成に取組む
- ○個性や魅力を引き立てる身近な地域の景観要素は、 景観形成基準を設けない
- ○まちづくりの進捗に応じて、まちづくり先導地区を 指定した際に、景観形成基準を定めるものとする

# 本市の景観の特徴

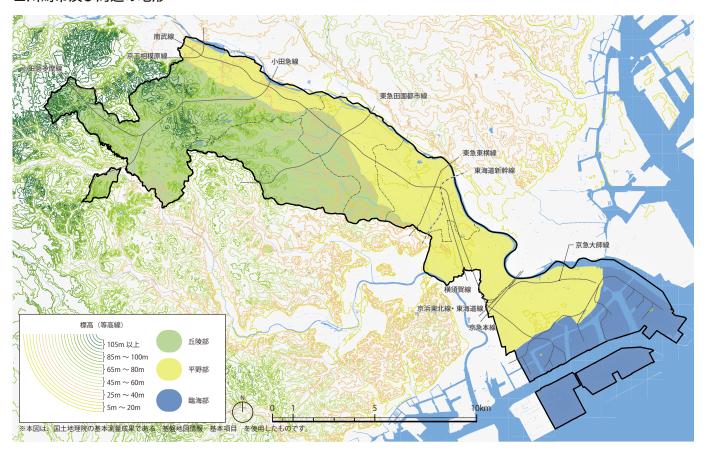
# (1) 主に地形の特性からつくり出される広く緩やかな景観のまとまり

本市は、東西方向に約33kmにおよぶ細長い地域であり、その地 形も多様です。北西部は起伏の豊かな丘陵地で、多摩丘陵の東端にあ たり、丘陵地に連なる緑のネットワークの一端を担っています。また、 多摩丘陵から流れる多摩川水系の流域等には、平野部が形成されてい ます。市の南東に位置し東京湾に接する臨海部には、埋立てによりつ くられた平坦な地形が広がっています。

本市ではこうした地形の特性からつくり出される広く緩やかな景観 のまとまりがみられ、丘陵部、平野部、臨海部の3つに大きく整理す ることができます。



# ■川崎市及び周辺の地形



# ア 丘陵部

# ■起伏に富み農の景観と緑豊かな住宅地が広がる丘陵

丘陵部では、起伏に富んだ地形が見られます。

市の北西に位置する麻生区では、多摩丘陵の稜線沿いに樹林が広がり、黒川をはじめとする中小河川によって刻まれた谷戸\*では、水田や畑などの多摩の原風景が見られます。また、小田急多摩線の駅を中心に計画的に整備された住宅地が広がっており、住宅の切れ間から丘陵の緑を望むことができます。

一方、宮前区を中心とした丘陵部では、東急田園都市線沿線に開発され、計画的に整備された住宅地が整然と広がっています。こうした住宅地では開発から時を経て宅地内の緑が成長し、落ち着いた住宅と緑のあいまった景観を作り出しています。住宅地の坂道に上ると、富士山を望むことができ、市街地が見渡せるなど、地形の多様さを感じることができます。

\*谷戸(やと)とは、丘陵地を湧水等により浸食されて形成された谷状の地形を指す。



樹林に囲まれた農地が広がる黒川



整然とした街なみの計画住宅地(麻生区)

# イ 平野部

# ■市街地の新旧が見られる平野部

平野部は、多摩川と鶴見川が形づくった沖積平野上に位置しています。この二つの水系周辺では、古くから人々の生活が営まれ、江戸時代には二ヶ領用水が開削されるなど、市の発展の礎となった場所です。起伏が少ない土地の特性を利用し、明治時代から戦後にかけて工業都市として発展し、早くから鉄道が整備され、耕地整理等により整備された市街地の基盤が残っています。現在は、川崎駅等の拠点地区の工場跡地を中心に再開発が進み、都市的な景観へと生まれ変わっていますが、その裏には、昔ながらの商店街が活気づくなど、下町情緒が残る場所もあります。

また、南武線や多摩川沿いは、工場が立地し、内陸産業が形成されています。国際競争の激化や国内市場の成熟等を背景に高度化を図り生産拠点から研究開発拠点に転換する一方、移転により跡地が中高層住宅となる動向も見られます。

多摩川緑地では、野球場、グラウンドなどが整備され、スポーツの 場や散歩道として利用されるなど、市民が楽しむ姿がみられます。



鹿島田駅周辺の商店街

# ウ 臨海部

# ■明治以降に埋め立てられた平坦な臨海部

臨海部は、明治時代以降に工業の発展を願い埋め立てられた、本市 の中でも新しい地形的に平坦な土地です。高度成長期には京浜臨海工 業地帯の中核をなし、現在でも広大な土地を活かして港湾施設、工場・ 物流施設、石油コンビナート等の大規模な建築物等の設備が立地して います。タンカーなどが着岸する様子が見られるなど、産業と海運の ダイナミックな景観が見られます。こうした産業景観は本市の景観と して特徴づけられ、特に、夜間の管理用照明等によりライトアップさ れた工場夜景は、観光資源として注目が高まっています。

また、海辺におけるレクリエーション拠点として、市民が利用でき る公園緑地や緑道等もあり、海を眺望できる開放的な場所でもありま す。

さらに、工場等が集積する臨海部では、地域環境の向上、生物多様 性の保全、景観の向上等を目指し、「『かわさき臨海のもりづくり』縁 化推進計画」を策定し、事業者等との協働により緑化を推進していま す。



工場等が立地する臨海部



運河から望む工場夜景

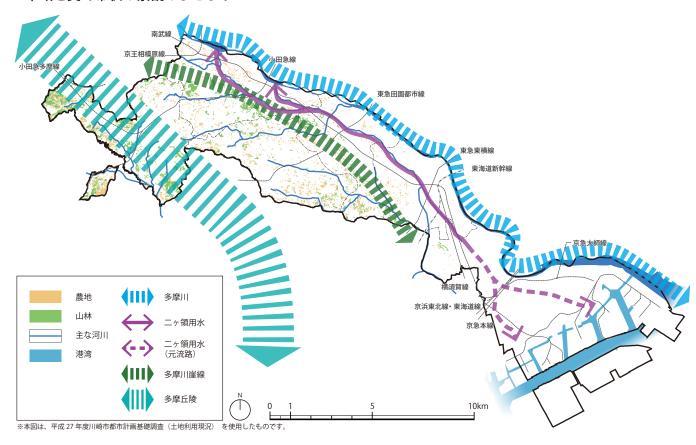


臨海部の公園 (東扇島東公園)

# (2) 河川や崖線等がつくる市域を貫く帯状の景観のまとまり

本市には、主に東西方向に多摩川や二ヶ領用水が流れ、多摩川に沿うように多摩川岸線の斜面緑地が連なり ます。こうした河川や崖線等の市域を貫くように位置する自然資源周辺には、それに沿うように細長い帯状の 特徴的な景観のまとまりがみられ、市の広域的な景観を特徴づける重要な要素となっています。

# ■市域を貫く帯状の景観のまとまり



# ア 多摩川沿い

# ■都市の貴重な水と緑のオープンスペース

多摩川は、都市における貴重な水と緑のオープンスペースであり、そ の流れは連続した空間とともに都市景観を形づくる主たる要素となっ ています。本市における多摩川を代表する景観の一つである桜並木、 大河川特有ののどかな河川景観、都市拠点と調和した高水敷\*の姿な ど、地域の景観と調和した河川の景観の保全・活用が求められています。 また、多摩川にかかる橋は、のびやかな景色を眺望する視点場であ ると同時に、景観を形づくる重要な要素となっています。

沿川には、稲城市境から河口に向けて、戸建住宅地の中に田畑が点 在し落ち着いた田園景観が見られる地域、中高層住宅を中心とした市 街地が形成されている地域、中小の工場が立地する地域、印象的なス カイラインを形成する超高層住宅が見られる地域、大規模な研究・業 務施設が立地する地域など、さまざまな土地利用がなされ、それぞれ 異なった景観がみられます。また、多摩川の河口部、大師橋下流部の 川崎区殿町緑地周辺を中心に、東京湾に唯一残った河口干潟「殿町干 潟」が広がっています。



河川沿いにのびやかな景観がみられる多摩川

\*高水敷とは、増水時に通常の川の水が流 れている流路(低水路)からあふれだした 水が流れるところ。

# イ ニヶ領用水沿い

# ■住宅地内を流れるかつての農業用水

市内を約18kmにわたり縦断する二ヶ領用水は、江戸時代の新田開発に伴い開削された農業用水であり、約400年にわたり農業・工業用水として川崎の産業の発達を支えた歴史があります。

現在は、高度経済成長期の住宅化に伴い、治水機能が優先されたことから、暗渠化や蓋掛けされた区間も一部見られますが、住宅地内をぬうように流れ、地域に潤いを与え、親水整備された箇所は地域の憩いの場になっています。

特に久地円筒分水よりも上流の区間においては、周辺の自然をそのまま活かすように桜並木の整備や自然豊かで市民が水に親しむことができることを目指した親水整備が行われ、水辺に近づける場所も多く、付近の市民が水とふれあう貴重な空間として活用されています。春には多くの桜が咲き、花見を楽しむ人で賑わいます。

久地円筒分水から鹿島田の区間においては、親水整備が実施されている区間もありますが、既成市街地が形成されており、昭和初期から 実施されてきた三面張の水路が施工当時のまま残されている部分もあります。

鹿島田より下流の区間は、大正末期の工業化に伴い開発が実施されたことから、現在では、多くの水路が消失し道路や宅地へと姿を変えていますが、昔の水路を復元している区間(大師堀)や緑道として整備されている区間(町田堀)もあります。

# ウ 多摩川崖線沿い

# ■多摩川沿いに緑が連なる多摩川崖線

多摩川崖線沿いの北側斜面には、崖線上に樹林地が残っており、平 野部からは斜面にある樹林の帯状の連なりを市街地の後背に望むこと ができます。自然緑地を活かした公園としての活用等により保存が図 られております。

崖線に残る自然緑地は、特別緑地保全地区等の指定が進められ、豊かな緑の景観として市民に潤いと安らぎを与えています。

多摩川崖線の緑を生かした緑地(生田緑地)

# エ 多摩丘陵沿い

# ■起伏に富み稜線沿いに連なる緑

多摩丘陵には、台地上の畑や果樹園、谷戸の樹林など、まとまりの ある緑が存在しています。また、八王子市から横浜市にいたる首都圏 の広域的な視点からも大切な自然資源として景観の帯となっていま す。

こうした緑地は、特別緑地保全地区の指定などの施策により保全が 進められるとともに、里地里山景観を構成する田畑、雑木林などが将 来にわたり次世代に引き継がれるように、市民との協働や連携による 管理を推進しています。



特別緑地保全地区(早野五郎池)



ニヶ領用水

# (3) 地域の成り立ちや土地利用を活かした特徴的な景観のまとまり

本市には、地域の成り立ちや土地利用などを活かした特徴的な景観のまとまりがあります。それらは主に、主要な鉄道駅周辺を中心にそれぞれ特徴のある都市景観の形成に取組んでいる「都市(市街地)のまとまり」、今もなお豊かな農地が広がる景観が見られる地域などの「自然的要素によるまとまり」、歴史や文化が息づいた景観が見られる「文化資源を核としたまとまり」などがあります。こうした特徴的な景観のまとまりは本市の景観形成においては重要な要素となっています。

# ア 都市(市街地)のまとまり

# ■川崎の都市景観形成を先導してきた広域拠点

本市の広域拠点である川崎駅周辺地区は1980年代の川崎市都心 アーバンデザイン計画に基づく事業から始まっています。開発等を契機 に公共事業と民間再開発事業を連動させて景観誘導がなされ、本市の 都市景観形成を牽引してきました。現在では景観計画特定地区として、 川崎の景観を先導するようなシンボリックな景観が創出されています。

また、武蔵小杉駅、新百合ヶ丘駅周辺も広域拠点に位置づけられ、 市内外から人が訪れる商業・業務・文化・行政機能の中心となっています。 それぞれ、景観計画特定地区や都市景観形成地区に指定され、立地な どの特徴を活かしながら官民協働で景観形成が進められています。

駅前等において、イルミネーションを設置し、周辺をライトアップ する等、魅力的な夜間景観を演出している場所も見られます。



川崎駅前の大規模商業施設

# ■多様な特徴を有する地域生活拠点

登戸・向ヶ丘遊園駅周辺、宮前平・鷺沼駅周辺、溝口駅周辺は、地域生活拠点に位置づけられ、都市機能が集積し商業や行政等の地域の中心的な役割を果たしています。地域の特性を活かした商店街があるなど、個性豊かな賑わい景観が見られるだけでなく、開発等により今後も必要な都市機能の集積や賑わい形成の促進が期待されています。

登戸・向ヶ丘遊園駅周辺では土地区画整理事業が進められ、これと合せて地区計画により景観形成を図る計画となっています。また、宮前平駅・鷺沼駅周辺では今後開発が見込まれ、溝口駅周辺では南口駅前広場等の整備が進められるなど、魅力ある生活拠点の形成が進んでいます。

また、新川崎・鹿島田駅周辺も地域生活拠点に位置づけられ、研究 開発や先端科学技術によるものづくり施設が立地するという特性に合 わせ、次世代型都市としての先進性が感じられる景観づくりが進めら れています。

# ■新たな開発が進行しつつある臨空臨海都市拠点

浜川崎駅周辺地域や川崎殿町・大師河原地域は、羽田空港や川崎港等の交通結節機能を活かした臨空臨海都市拠点に位置づけられています。研究開発施設を中心とした開発が進んでおり、企業の先進性や清潔感を表現するようなデザイン等、新たな景観がつくられています。



地域生活拠点 (溝口駅周辺地区)



研究開発施設の立地が進む殿町

# ■地域の個性ある景観まちづくりが進められている地区

武蔵中原駅などの身近な駅周辺では、地区計画の形態意匠条例に基 づく景観づくりが進められています。

# イ 自然的要素によるまとまり

# ■川崎市の原風景を残す丘陵部の農の景観

丘陵部を中心とする黒川、岡上、早野地区は、農業振興地域に指定 されており、また緑の基本計画の中でも「緑と農の三大拠点」として 位置づけられ、農の景観が保全されています。丘に囲まれた谷戸に広 がる農地は水田や畑として今も営まれ、四季の移ろいを感じることが できます。農地のわきを小川が流れ、多様な生物が生息する貴重な環 境でもあります。こうした自然豊かな環境は、潤いと安らぎを与える 景観となっています。

また、都市部にもまとまった農地が存在します。高津区の久末では 市街地の中に市街化調整区域が島状に存在し、広がりのある農地が集 約されています。周囲の市街化区域内にも生産緑地などが点在するな ど、住宅と優良な農地が共存する都会のオアシスとして、重要な地域 となっています。なお緑の基本計画の中でも「農と緑のふれあい拠点」 として位置づけられ、地域の振興と併せた樹林地と農地の一体的な保 全が進められています。

# ■大規模な公園・緑地

市内には、自然地形や地域の植生を活かした生田緑地などの自然を 楽しむ公園があります。

また、自然の緑を活かしつつ競技場や野球場等を整備した等々力緑 地や富士見公園などの大規模な公園もあります。こうした大規模公園 は、市民だけでなく市外からも人が集まりスポーツやレクリエーショ ン活動を日常的に楽しむ姿が見られます。

中でも、生田緑地は、自然の崖線地形や本来の植生の緑を活かした 公園となって、日本の代表的な古民家を集めた民家園や美術館等と一 体となった文化拠点としての景観もつくっています。



農地が保全されている黒川



市街地内のまとまった農地(高津区久末)



大規模な公園 (富士見公園)

# ウ 文化資源を核としたまとまり

# ■川崎市を代表する史跡や神社仏閣

多摩丘陵では旧石器時代にはじまり、縄文時代以降の多くの遺跡が 見られます。奈良~平安時代の武蔵国橘樹郡の役所跡とそれに隣接し て建てられた寺院の遺跡である橘樹官衙遺跡群は国史跡に指定され、 その役所跡の一部は『たちばな古代の丘緑地』として保存されていま す。

また、川崎市を代表する歴史的な寺社とその周辺には歴史を伝える 景観のまとまりが形成されています。中でも川崎大師は900年ほど 前に開創した古い寺院で、厄除けの大師として市内外から人が訪れま す。川崎大師表参道・仲見世都市景観形成地区に定められており、地 域が主体となり景観まちづくりを進めています。



風鈴市 (川崎大師)

# ■個性ある商店街

ブレーメン通りでは、ドイツ・ブレーメン市との交流を通じて培っ たまちづくりの精神と手法に基づき、落ち着きと温かみのある雰囲気 を商店街の街なみづくりに活かしています。次世代に引き継いでいけ る美しい街なみづくりを目指し、景観ルールを作るなど地元での景観 まちづくりが進行しています。



# (4)個性や魅力を引き立てる身近な地域の景観の要素

これまで(1)~(3)であげてきた景観のまとまりのほかに、生活の中で感じられる身近な景観要素がた くさんあります。中小河川をはじめとする水辺、市街地内の農地、立地や地域の特性を活かした公園・広場な どの「水・みどり」の要素。駅前や商店街などでみられるまちの賑わい、雰囲気が異なる住宅の街なみなどの「暮 らし」の要素。地域に根差した神社仏閣、街道、産業遺産などの、「歴史文化」の要素。こうした景観要素は、 地域の景観の個性と魅力を引き立て、地域の景観に彩りを添えています。

また、景観要素の周辺では、これらを活かした取組が育ちつつある場所もあります。景観要素を発見し、育 てることにより、今後、景観要素を核とした景観まちづくりへと発展することが期待されます。

# ア 水・みどり

# ■身近な水辺

市内には、多摩川や二ヶ領用水の他にも中小河川等も数多く流れて おり、多摩川水系の五反田川、平瀬川など、鶴見川水系の矢上川、有 馬川、早野川、麻生川、片平川などがあります。一部の区間では水辺 の遊歩道になっているなど、水と緑が一体となった景観を見ることが できます。中でも、平瀬川支川の一部区間では河川改修事業が進めら れ、市と地元住民との協働により良好な景観づくりが進められていま す。



中小河川沿いの緑道

# ■生産緑地などの身近な都市農地

市街化区域内の農地が農地面積の7割を占めるなど、市内の随所で 農地が見られます。その大部分は生産緑地に指定され、良好な都市環 境の形成に役立っています。

丘陵部内の住宅地の中には、農地と樹林地や公園と一体となった豊 かな農の景観が見られる場所もあります。

多摩川沿いではかつて梨や桃等が盛んに栽培されており、今でも北 部を中心とした市内農地において野菜、果樹、花き、植木等が盛んに 生産されています。平野部の住宅地においては、多摩川や二ヶ領用水 等の水辺空間と一体となった農の景観が見られる一方、丘陵部の住宅 地の中には農地と樹林地や公園と一体となった豊かな農の景観が見ら れる場所もあります。



生産緑地

# ■市民の憩いの場となっている身近な公園・広場

身近な公園や広場は、地域住民が遊戯・休息等で気軽に緑を感じる ことのできる場であるとともに、美化運動や地域のイベント等に広く 活用できるため、地域コミュニティの場としても機能しています。

また、丘陵部の稜線沿い等には、立地を活かした見晴らしの良い公 園が各所にあります。遠くの山並みやビル群、近くの住宅地等が見ら れる眺望は、地域の重要な景観資源となっています。



見晴らしの良い公園(鷺沼北公園)

# イ 暮らし

# ■多様な住宅の街なみ

多摩丘陵部には、鉄道駅を中心に丘陵部の起伏のある地形や自然を 活かし、計画的に整備された住宅地が広がっています。整然とした街 なみとなっており、経年により住宅地内の主要道路沿道や各敷地内で の緑が成長し、緑豊かで閑静な雰囲気が感じられます。駅から少し離 れたところでは、農地と住宅による緑豊かな街なみが見られます。

また、昭和40年代以降に開発された中層の住宅団地や公営住宅もみられます。

一方、平野部では、大正時代から行われた耕地整理や戦後の復興事業を基盤として住宅地が形成されています。工業の発展により、従業者の居住地として急速に市街化が進んだ地域が残るところでは、道路は比較的狭く、その道路沿いは、古い住宅と新しい住宅が混在している街なみが見られます。



整然とした街なみの計画住宅地(宮前区)

# ■広域拠点における賑わい

川崎駅、小杉駅、新百合ヶ丘駅周辺の広域拠点では、業務・文化・ 商業機能が集積され、広域から人を呼び込む場所となっています。市 外在住者や外国からの観光客が行き交うなど、多様な賑わい景観が形 成されています。川崎駅周辺では、駅前広場などの公共空間の整備に 加えて、これらの空間をつなげる北口自由通路や新たな連絡ペデスト リアンデッキの整備などにより利便性と回遊性の強化が進められてい ます。また、近年オープンカフェなどの公共空間を活用した取組に注 目が高まっており、新たな賑わいの創出が期待されています。



公共空間を活用したイベント(京急川崎駅)

# ■地域に根差した商店街

広域拠点以外でも鉄道駅周辺や旧街道沿いを中心に地域に根差した 商店街が発達し、地域の交流の場にもなっています。下町情緒の感じ られる商店街もあり陳列された商品や買い物客などにより、日常を感 じさせる賑わい景観が見られます。

# ■イベントやお祭り

また、地域資源を活かした数多くのイベントやお祭りが市民により 実施されています。例えば、多摩川では毎年花火大会が行われ、夜空 に打ちあがる花火は夏の風物詩として人々を魅了しています。川崎駅 周辺ではハロウィンパレードが開催され、富士見公園一帯では川崎最 大の市民祭りが実施され、多くの人出で賑わいます。

こうした多くの人が集まるイベント等は、街なみに彩りをもたらし、 地域イメージの向上や地域の景観まちづくり意識を高めると期待され ています。



地域に根差した商店街(京町商店街)



ハロウィンパレード (川崎駅周辺)

# ウ 歴史文化

# ■地域に根ざした歴史・文化資源

緑に囲まれた歴史ある寺院や地域の氏神を祀る神社などでは、地域 の歴史を感じることができます。

例えば、影向寺薬師堂(宮前区野川)、長弘寺本堂(幸区南加瀬)、 長念寺本堂(多摩区登戸)などは、文化財としての価値を守るための 保存修理が行われており、歴史的な建造物のたたずまいや景観を今に 伝えています。

# ■昔のたたずまいを残す旧街道

市内には、東海道、中原街道、大山街道(矢倉沢往還)、津久井道など、 歴史的に重要な街道筋があり、江戸期には、宿場町や継立村として賑 わいました。都市化の波を受け道路自体の旧街道らしさは薄らいでし まいましたが、沿道やその界隈には伝統的家屋や史跡等が残っており、 昔の面影をしのぶことができます。

地域の住民が主体となって景観基準を策定し、景観誘導を実施して いる場所もあります。大山街道地区では、建物のデザインに長屋や町 屋等の伝統的な家屋や蔵造りの店等、こうした歴史を継承したデザイ ンを用いています。また、東海道では、川崎宿の歴史を活かしたまち づくりが進められています。

影向寺薬師堂



大山街道

# ■まちの発達を象徴する産業遺産

市内には近代産業化を象徴する大規模な産業遺産もあります。二ヶ 領用水久地円筒分水は、昭和初期に建造され、当時の最新技術を駆使 した分水施設です。都市化の進んだ現在では農業用水や工業用水とし ての役割は低くなりましたが、環境用水として大きな役割を担ってい ます。

また、川崎河港水門は、大正時代に物資輸送のために多摩川の改修 とともに造られた経緯があります。

これらの施設は、国登録有形文化財にも指定されています。



川崎河港水門



ニヶ領用水久地円筒分水

# 第 **3**章

景観計画の区域と

良好な景観の

形成に関する方針

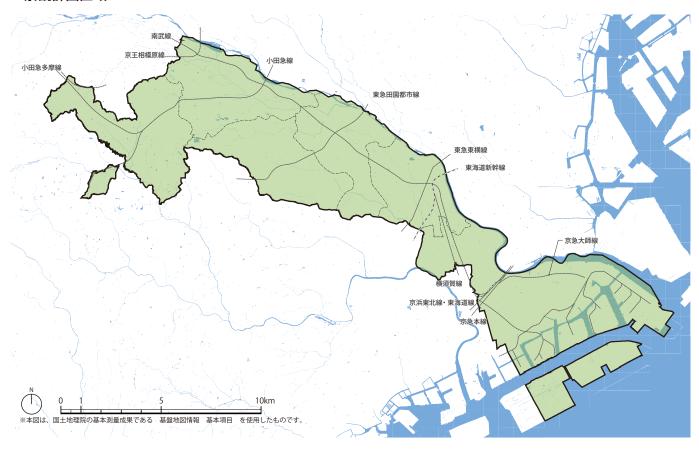
# 景観計画の区域(景観法第8条第2項第1号)

本市の景観をさらに美しく魅力あるものとするため、また、身近な街なみの景観をまもり・育て次世代へと 継承していくために、市全域を景観計画区域として定めます。なお、地域の景観の形成を先導していくべき重 要な地区等は、随時「景観計画特定地区」として位置づけます。

景観計画特定地区の区域は、別表第1\*の各地区の特定地区の区域の項に定めるとおりとします。

\*川崎市景観計画告示文別表 1。川崎市ホームページをご覧下さい。

# ■景観計画区域



また本市には、地区計画(地区整備計画において「建築物の形態意匠の制限」を定めているものに限る)及 び、住民の主体的な取組により都市景観の形成の推進が期待できる地区を指定する川崎市都市景観条例に基づ く都市景観形成地区があります。

これらも本市の景観形成を図る重要な制度であり、より柔軟で緩やかな誘導を図る地区として位置づける 等、多様な施策を組み合わせることにより効果的な景観形成を図ります。

# 景観形成の基本的な考え方等

# (1)景観の特徴を踏まえた区域の構成と区分

本市の景観形成の基本理念や基本目標を実現していくためには、これまで培われた景観の特徴を活かしなが ら、着実に魅力を高めていくことが必要です。

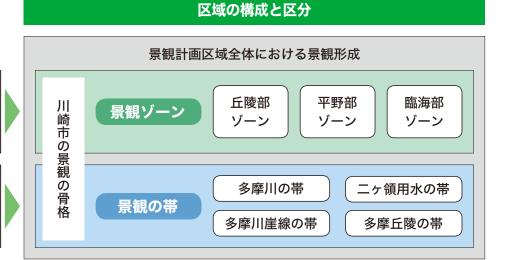
そこで、本市の景観形成方針を示すにあたり、第2章で示した4つの段階の景観のまとまりと要素として表すことのできる本市の景観の特徴を踏まえて景観計画区域を以下のように区分し、効果的・効率的な景観の形成を図ります。



主に地形の特性から つくり出される 広く緩やかな景観のまとまり

河川や崖線等がつくる 市域を貫く 帯状の景観のまとまり

地域の成り立ちや 土地利用を活かした 特徴的な景観のまとまり



# 特色ある景観のまとまりの景観形成 先 景 導 観 す す 形 成 拠 点 拠 点 如 点 如 点 か 点

個性や魅力を引き立てる 身近な地域の景観の要素

33

# (2) 景観形成の基本的な考え方

# ア 景観計画区域全体における景観形成の基本的な考え方

# (ア)景観ゾーン

主に地形の特性からつくり出される、広く緩やかな景観のまとまりを「景観ゾーン」として位置づけます。 景観ゾーンは、市内全域を「丘陵部ゾーン」「平野部ゾーン」「臨海部ゾーン」に区分し、それぞれの景観ゾー ンの特徴を活かしながら、緩やかに良好な景観の形成を図るよう基礎的な景観形成方針を定めます。

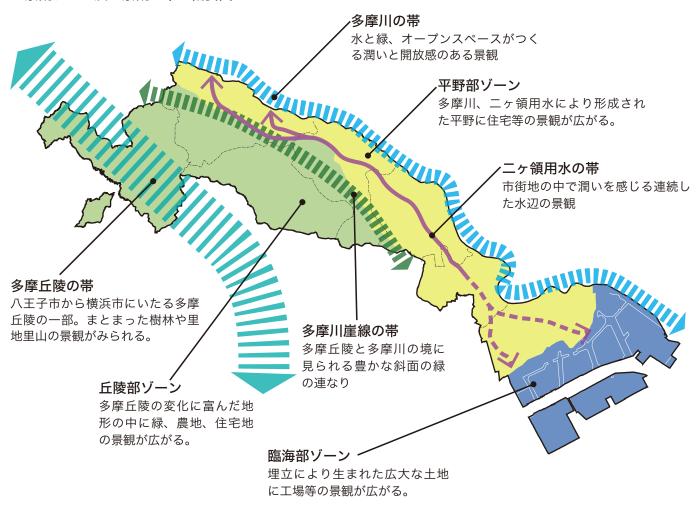
# (イ) 景観の帯

河川や崖線等がつくる市域を貫く帯状の景観のまとまりを「景観の帯」として位置づけます。景観の帯は、「多 摩川の帯」「二ヶ領用水の帯」「多摩川崖線の帯」「多摩丘陵の帯」の4つを位置づけ、景観の帯の美しい景観 が際立つとともに周辺地域と一体となった良好な景観形成を図るよう、それぞれに景観形成方針を定めます。

「景観ゾーン」及び「景観の帯」は川崎市の景観の骨格を形づくるものであり、市全域の景観形成を図る基 本的な区分として捉えます。

# ■景観ゾーン及び景観の帯の区分と対象範囲

区分		対象範囲
景観ゾーン	丘陵部ゾーン	・本市の北西部に位置する起伏に富んだ丘陵地域 麻生区、宮前区全域、多摩区、高津区、中原区の一部の地域
	平野部ゾーン	・多摩川右岸に広がる沖積平野幸区全域、多摩区、高津区、中原区、川崎区の一部の地域
	臨海部ゾーン	・東京湾に臨む主に明治期以降に埋め立てられた地域川崎区の一部の地域
景観の帯	多摩川の帯	・多摩川の河川区域及びその周辺において、 多摩川の開放的な景観と一体的な空間が形成されている地域
	二ヶ領用水の帯	・二ヶ領用水及びその周辺において、 二ヶ領用水の水辺と一体的な空間が形成されている地域
	多摩川崖線の帯	・丘陵部ゾーンと平野部ゾーンの境界線沿い斜面緑地が連なる範囲 及びその周辺において、中景としての崖線の緑を見通せる範囲
	多摩丘陵の帯	・本市西部の鶴見川流域のまとまった樹林や里地里山景観がみられる地域



# イ 特色ある景観のまとまりにおける景観形成の基本的な考え方

# (ア) 景観拠点

都市機能を集積させ本市の顔をつくる地区や大規模な農や緑、歴史的なたたずまいを有する地区等、地域の成り立ちや土地利用を活かした特徴的な景観のまとまりを「景観拠点」として位置づけます。景観拠点は、その特徴に応じて川崎の顔をつくる「都市系拠点」、川崎の自然資源を活かし、まもり育てる「自然系拠点」、地域の歴史文化資源を活かし、街なみをまもり育てる「文化系拠点」に区分します。それぞれの特性や上位計画、関連計画等との整合を図りながら景観拠点の景観形成方針を示し、拠点の特性に応じた魅力的な景観形成を推進するとともに、周辺にも波及するよう積極的な景観形成を図ります。

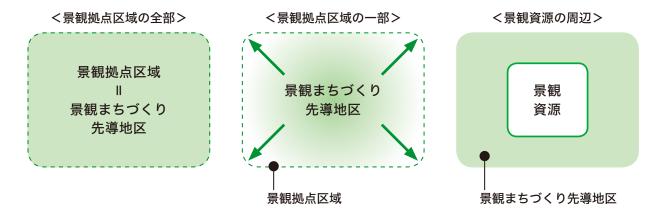
# <景観まちづくり先導地区>

景観拠点においては、景観拠点ごとに上位計画、関連計画等との整合を図りつつ、それぞれの特徴や個性を活かした景観形成を図るため、区域の全部または一部において、景観計画特定地区、都市景観形成地区、地区計画(地区整備計画において「建築物の形態意匠の制限」を定めているものに限る。)のうちから当該地区に最も相応しい制度の適用を検討します。なお、こうした制度を適用し、景観拠点において景観計画特定地区等を指定した地区を「景観まちづくり先導地区」と呼びます。

景観まちづくり先導地区では、拠点地区に相応しい優れたデザインの道路、広場等の整備を先導するとともに、建築物の建築等を行う際の詳細なルールを定め、誘導すること等により、景観拠点の良好な景観を創出します。

また、まちづくりの動向を踏まえ必要に応じて景観まちづくり先導地区の拡充も目指します。あわせて、景観まちづくり先導地区の周辺においても、当該地区に準じた景観まちづくりを促進します。

# ■景観まちづくり先導地区の主なパターン



# ウ 新たな景観まちづくりの創出・育成の基本的な考え方

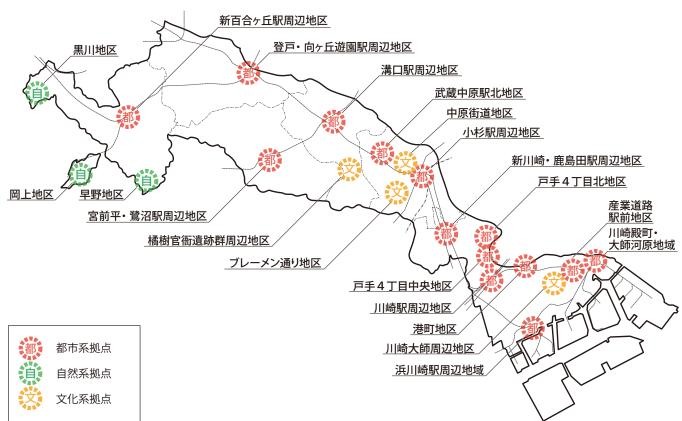
# (ア) 個性や魅力を引き立てる身近な地域の景観要素

個性や魅力を引き立てる身近な地域の多様な景観要素は、新たなまちづくりの重要な資源として、住民主体 のまちづくり等に積極的に活かします。

大規模な土地利用転換等がある場合はその機会を捉え、景観まちづくり先導地区の指定を目指す等、新たな 景観拠点の形成に向けて取組みます。

# ■景観拠点の区分と対象範囲

区分		対象範囲	
	新百合ヶ丘駅周辺地区		
	小杉駅周辺地区	川崎市都市計画マスタープランにおいて 広域拠点に位置づけられた地区	
	川崎駅周辺地区	14人のほかには世 277 3年のに地世	
	登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区		
	宮前平・鷺沼駅周辺地区	川崎市都市計画マスタープランにおいて	
	溝口駅周辺地区	地域生活拠点に位置づけられた地区	
都市系	新川崎・鹿島田駅周辺地区		
拠点	川崎殿町・大師河原地域	川崎市都市計画マスタープランにおいて	
	浜川崎駅周辺地域	臨空・臨海都市拠点に位置づけられた地域	
	港町地区		
	戸手4丁目中央地区		
	武蔵中原駅北地区	地区計画によって位置づけられた地域	
	産業道路駅前地区		
	戸手4丁目北地区		
白砂亚	黒川地区	典業振願地域にお守され、緑を典の2十枷右として	
自然系 拠点	岡上地区	農業振興地域に指定され、緑と農の3大拠点として 位置づけられた範囲及びその周辺	
3/2/11	早野地区	在屋上,10100年10日本人(1010日)	
	橘樹官衙遺跡群周辺地区	国史跡として指定された範囲及びその周辺の遺跡群を含めた一体的な範囲	
文化系	川崎大師周辺地区	川崎大師平間寺及びその周辺を含めた一体的な範囲	
拠点	ブレーメン通り地区	ブレーメン通り地区都市景観形成地区	
	中原街道地区	中原街道地区都市景観形成地区	



# ■ 景観形成の考え方を示す図

■景観ゾーン(丘陵部ゾーン、平野部ゾーン、臨海部ゾーン) 市全域を3つの景観ゾーンに分類し、ゾーン別の基本 となる最低限のルールにより、本市のベースとなる景 観を形成します。

# ■景観の帯(多摩川の帯、ニヶ領用水の帯、多摩川崖線 の帯、多摩丘陵の帯)

河川や崖線等がつくる市域を貫く帯状の景観のまとま りを有するエリアを「景観の帯」として位置づけ、その 美しい景観が際立つよう、建築物の建築等を行う場合に は、河川や崖線に調和したものとなるよう誘導します。

# ■景観拠点(都市系拠点、自然系拠点、文化系拠点)

### <都市系拠点>

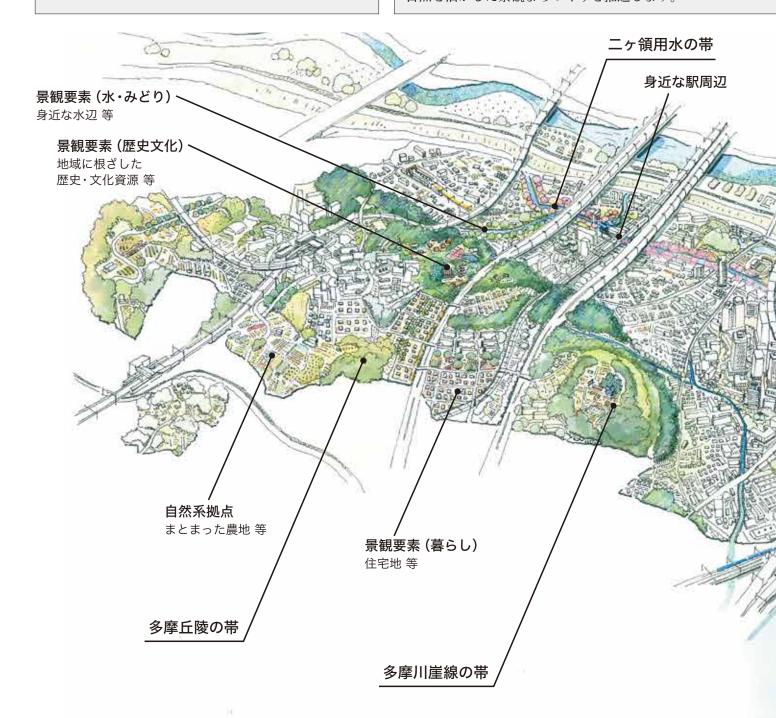
地区そのものを景観形成の対象とし、景観拠点に相応 しい優れたデザインの建築物や道路、広場等の整備を 誘導し良好な景観を創出・先導します。

# 景観まちづくり先導地区

景観まちづくり先導地区の周辺においては、当該地区 に準じた景観まちづくりを促進します。

### <自然系拠点>

大規模な緑地又はまとまった農地およびその周辺にお ける一定のまとまりをもつ地区を対象とし、核となる 自然を活かした景観まちづくりを推進します。



# <文化系拠点>

地域の核となる歴史文化資源の周辺の一定のまとまり をもつ地区を対象とし、歴史文化資源の個性を活かし た景観まちづくりを推進します。

# 景観拠点の追加(身近な駅周辺)

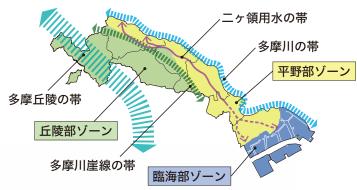
身近な駅周辺や大規模土地利用転換が行われる地区などは、まちづくり施策と連携し、適宜景観拠点として育成していきます。

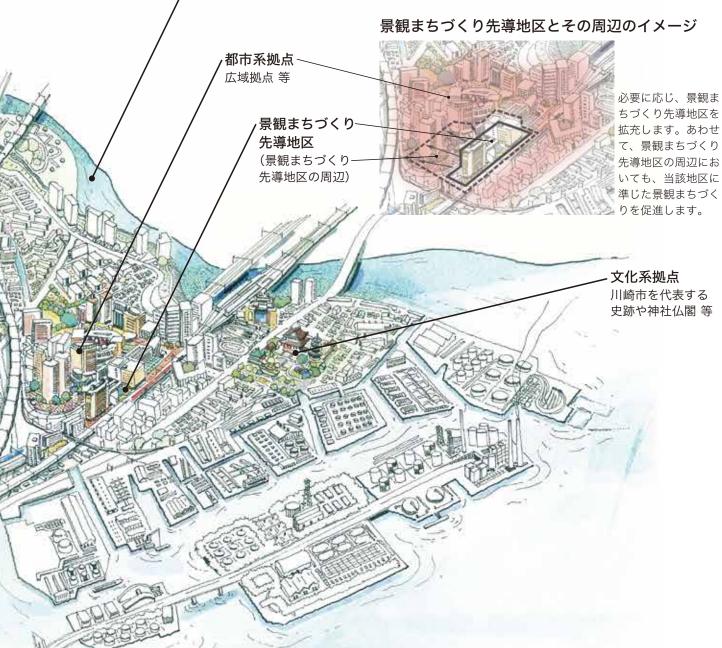
多摩川の帯

# ●景観要素(水・みどり、暮らし、歴史文化)

地域の個性や魅力を引き立てる多様な景観の要素は、 地域特性を活かしたまちづくりの重要な資源として、 住民主体のまちづくり等に積極的に活かします。

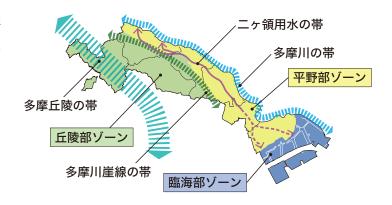
# ゾーンと帯のキープラン





# 景観形成方針 (景観法第8条第3項)

「景観形成の基本理念」及び「景観形成の基本 目標」を実現するために、市民・事業者・市の誰 もが地域の個性を活かしながら景観づくりを進め るための考え方を景観形成方針として定めます。



# (1) 景観ゾーン及び景観の帯の景観形成方針

### 丘陵部ゾーン 平野部ゾーン 臨海部ゾーン ○次の点に配慮して景観の形成をめざします。 ○次の点に配慮して景観の形成をめざします。 ○次の点に配慮して景観の形成をめざします。 ・坂や丘などの起伏に富んだ地形を活か ・平野部の市街地に多摩川、二ヶ領用水、 ・多摩川や東京湾の広がる背景に、工業 した地域らしさが感じられる景観 中小河川などの身近な水辺を有する平 や物流、研究開発施設などが創るダイ ・都市近郊に残る大規模な農地や丘陵の 野部の市街地の特徴を活かす景観 ナミックな景観の特徴を活かし、個性 豊かな緑が調和した田園景観 ・大規模な土地利用転換に伴う緑の創出 があり活力と潤いが感じられる本市な ・潤いや親しみがある中にも秩序のある と水辺空間と調和した緑化などによる らではの臨海部の景観 ・工業・物流系のダイナミックな産業景 景観 効果的な緑の景観 ・丘陵部の緑に映える、緑豊かで落ち着 ・河川などの水辺に沿う場所では、水辺 観を活かしたデザインにより、特徴的 きを感じる景観・地形の変化を活かし 空間と調和した景観 で活力を感じる景観 た緑化による遠景、中景を意識した丘 ・工場と住宅が混在する場所では、働く ・道路や河川をはじめとした公共空間の 利活用の取組を活かした賑わいと活力 場と生活の場の調和のとれた景観 陵部が際立つ緑の景観 景 ・生産緑地などの緑を維持保全し、緑と ・農地と住宅が混在する場所では、農地 ある景観 観 ・川崎市臨海部色彩ガイドラインに基づ 調和した街なみ景観 の潤いを活かした景観 ・商店街では、親しみやすく賑わいがあ ・農地と住宅が混在する場所では、農地 いた色彩計画による、調和のとれた活 Τ の潤いを活かした景観 る中にも、秩序ある景観 力のある景観 ・商店街では、親しみやすく賑わいがあ ・市街地と海を結ぶ緑のネットワークの ・道路や河川をはじめとした公共空間の る中にも、秩序ある景観 利活用の取組を活かした賑わいと活気 形成と工場、物流施設等の沿道の緑化 ・道路や河川をはじめとした公共空間の のある暑観 などによる連続的な緑の景観 利活用の取組を活かした賑わいと活気 ○寺社、旧街道などの歴史的資源や多摩川、 ・親水空間のネットワークの形成を図 のある景観 二ヶ領用水などの自然的資源など地域の り、海を意識した魅力ある水辺の景観 ○河川などの水辺空間と調和した景観 特徴ある景観資源をまちづくりに活かし ○工場夜景などに代表される産業と密接に ・寺社などの歴史的な資源やまとまった ます。 結びついた景観などを、地域の特徴ある 樹林地の自然的な資源などを、地域の 景観資源をまちづくりに活かします。 特徴ある景観資源をまちづくりに活か します。

		丘陵部ゾーン	平野部ゾーン	臨海部ゾーン
	多摩川		○次の点に配慮して景観の形成をめざします。 ・河川空間の新たな利用の取組を活かした 賑わいと活力ある水辺空間の景観 ・多摩川景観形成ガイドラインに基づい た、多摩川とまちが響きあう景観 (平野部ゾーン境界〜六郷橋) ・緑と広大な水辺を楽しめるウォーターフロント景観 ・明快でダイナミックな水辺景観 ・産業地、マンション群、下町的な住宅街等が協調する景観 (六郷橋〜多摩川大橋) ・玄関口にふさわしい風格と個性が感じられる景観 ・都心としての機能と魅力を備えた湾曲部の快適景観 ・都心との回遊性を高める景観 (多摩川大橋) ・生き生きとした生活感をかもし出す界隈景観 ・旧街道を中心として快適に回遊できる街なみ景観 ・緑を活かした潤い景観 ・緑を活かした潤い景観 ・みどりのスカイラインが眺望できる沿川景観 ・歴史等の地域資源を活かしたふるさと景観 ・水田・梨畑・野菜畑等による心地よさを実感できる田園景観	<ul> <li>○次の点に配慮して景観の形成をめざします。</li> <li>・多摩川の自然や海へとつながる開放感ある河口の景観を活かし、水辺を際立たせる景観</li> <li>・多摩川景観形成ガイドラインに基づいた、多摩川とまちが響きあう景観(殿町〜臨海部ゾーン境界)</li> <li>・緑と広大な水辺を楽しめるウォーターフロント景観</li> <li>・明快でダイナミックな水辺景観</li> <li>・産業地、マンション群、下町的な住宅街等が協調する景観</li> </ul>
景観の帯	二ヶ領用水		○次の点に配慮して景観の形成をめざします。 ・市街地に潤いをあたえる水辺空間を活かした水を親しむ景観 ・親水整備された水路沿いでは、コモンスペースを意識し、水路の親水性を引き立たせ、潤いある空間が連続する景観 ・水辺を演出する取組や歴史を伝える取組などの多様な市民活動を活かした、幅広い取組による景観 (上流(久地円筒分水より上流の区間))・先人たちが築きあげた農業用水の面影を活かしながら失われつつある田園風景を保全する景観 (中流(久地円筒分水から鹿島田の区間))・住宅市街地に親水性と新たな風景を創出してきた地域の歴史を活かした景観 (下流(鹿島田より下流の区域))・再開発事業等の中で消失した農業用水としての再現の協力を求めるとともに、二ヶ領用水の歴史を広く後世に継承していく景観	
	多摩川崖線	○次の点に配慮して景観の形成をめざします。 ・農と緑に調和した、のどかで緑豊かな景観 ・斜面緑地の緑を大切にし、緑と地形の連 続性を活かした景観	○次の点に配慮して景観の形成をめざします。 ・崖線軸の稜線を大切にし、背景となる緑 と調和した景観	_
	多摩丘陵	○次の点に配慮して景観の形成をめざします。 ・隣接自治体との連携による広域的な見地 も踏まえ、鶴見川流域に残されたまとま りのある樹林地や、里地里山景観。 ○まとまった農地や樹林地などの自然的な資 源などを地域の特徴ある景観資源をまちづ くりに活かします。	_	

# (2) 景観拠点の景観形成方針

景観形成を先導する景観拠点の位置づけの考え方及び景観形成方針を以下に示します。また、景観拠点に景 観まちづくり先導地区がある地区については、別途詳細にとりまとめている景観形成方針等の内容に即して景 観形成を図るものとします。なお、景観まちづくり先導地区のうち景観計画特定地区の景観形成方針は、別表 第1の各地区の景観形成方針の項に定めるとおりとします。

# ア 都市系拠点

都市機能を集積し本市の顔をつくる地区を都市系拠点として位置づけます。都市系拠点では、景観形成方針 に基づき、まちづくり施策と連携し低未利用地等の再整備や更新等を行う地区を景観まちづくり先導地区と し、地区の特性を活かした優れたデザインの建築物や道路、広場等を誘導し良好な景観を創出・誘導します。

また、景観まちづくり先導地区の拡充を推進するとともに、同地区周辺の建築物等についても地区内に準じ た景観の誘導に努めます。

景観拠点	景観形成方針
新百合ヶ丘駅 周辺地区	<ul> <li>・緑と調和し、芸術と文化の香りがする落ち着きや暖かみを感じる景観の形成をめざします。</li> <li>・商業、業務機能が集積した中心地では、華やかさがある中にも秩序ある景観の形成をめざします。</li> <li>・背景の緑と調和した景観の形成をめざします。</li> </ul>
小杉駅 周辺地区	<ul> <li>・小杉駅を中心に、計画的に誘導した高層の建物群により群としての一体感とそれぞれの建物の個性がバランスよく保たれた新しい景観の形成をめざします。</li> <li>・既存商店街と新たな商業施設が調和した、秩序と賑わいのある商業景観をめざします。</li> <li>・多摩川や二ヶ領用水などの景観資源を活かした水と緑の潤いを感じる景観の形成をめざします。</li> </ul>
川崎駅 周辺地区	<ul> <li>・羽田空港に隣接する本市の玄関口としてふさわしい多様な賑わいや交流が生み出す魅力と活力あふれた景観の形成をめざします。</li> <li>・駅東西の機能分担に合わせた、それぞれの顔にふさわしい魅力と活力ある景観の形成をめざします。</li> <li>・駅東西の一体化等による回遊性の向上に伴う賑わいと活気のある景観の形成をめざします。</li> <li>・東海道まちなみガイドラインを踏まえた景観の形成をめざします。</li> </ul>
登戸・向ヶ丘遊園駅 周辺地区	<ul> <li>・多摩川崖線の斜面緑地を背景として生かすとともに、緑の連続性にも配慮した景観の形成をめざします。</li> <li>・緑豊かな落ち着いた住宅地や賑わいのある商業地など、区画整理による新たな市街地にふさわしい個性ある景観の形成をめざします。</li> <li>・多摩川、生田緑地、二ヶ領用水、津久井道などの景観資源を活かした景観の形成をめざします。</li> </ul>
宮前平・鷺沼駅 周辺地区	<ul><li>・駅を中心とした多様な都市機能集積と交通結節機能の強化により地域生活拠点にふさわしい核となる景観の形成をめざします。</li><li>・駅近辺の都市的な商業地と近接する緑豊かで計画的に整備された良好な住宅地が調和した魅力ある景観の形成をめざします。</li><li>・地形の高低差が作り出す変化や坂道などの特性を活かした景観の形成をめざします。</li></ul>

景観拠点	景観形成方針
溝口駅 周辺地区	<ul><li>・商業地として発展してきた特性を活かし、回遊性の高い、商業地の核となる活気のある景観の形成をめざします。</li><li>・大山街道などの景観資源を大切にした魅力と賑わいのある景観の形成をめざします。</li></ul>
新川崎・鹿島田駅 周辺地区	・新たなものづくり・研究開発機能の導入により洗練された景観の形成をめざします。 ・複合的な土地利用が調和した、魅力ある景観の形成をめざします。 ・二ヶ領用水や加瀬山などの景観資源を活かした潤いある景観の形成をめざします。
川崎殿町・大師河原 地域	・羽田空港への近接性や多摩川に面する優れた地域特性を生かすとともに臨海部の新しい研究開発拠点として魅力ある複合市街地の景観の形成をめざします。 ・多摩川と調和した潤いを感じる景観の形成をめざします。 ・殿町3丁目まちづくりガイドラインを踏まえた景観の形成をめざします。
浜川崎駅 周辺地域	<ul><li>・研究開発機能と良好な居住機能等が調和した臨海部の新しい拠点として魅力ある複合市街地の景観の形成をめざします。</li><li>・市街地から海辺への連続した歩行者空間の創出により、快適で潤いを感じる景観の形成をめざします。</li></ul>
港町地区	<ul> <li>・既成市街地から多摩川までのアクセス性を向上させるとともに、多摩川の自然空間やスーパー堤防整備事業等と連携した緑豊かな憩いの空間の創出をめざします。</li> <li>・周辺市街地の環境に配慮しながら、土地の高度利用を図り、敷地内に広場等のオープンスペースを創出するとともに、歩行者空間とネットワークされた、安全で快適な都市空間の形成をめざします。</li> <li>・良好な住環境を備えた都市住宅を計画的に導入するとともに、地域の利便に資する複合的な機能の導入をめざします。</li> </ul>
戸手4丁目中央 地区	・住居と住居以外の用途とを適切に配分することにより、良質な都市型住宅の供給と 土地の高度利用を促進し、多摩川の景観に配慮した良好な都市型住宅地の形成及び その維持、保全をめざします。 ・多摩川の自然空間や高規格堤防整備事業等と連携した緑豊かな憩いの空間の創出を めざします。 ・既成市街地から多摩川へアクセスできる歩行者空間の確保をめざします。
武蔵中原駅北地区	・既存施設の機能更新にあわせ、先端技術を中心とした研究開発機能を集積するなど、 産業の高度化を図るとともに、周辺市街地環境との調和に配慮した都市型工業地を 形成し、これらの維持及び保全をめざします。
産業道路駅前 地区	・国際競争拠点の核となる殿町3丁目地区と密接に連携しながら、京浜臨海部を中心とするネットワークを強化する交通拠点機能を整備するとともに良質な都市型住宅等の計画的な整備と適切な土地利用を誘導し、その維持保全を図ることにより、臨海部の都市再生の推進をめざします。
戸手4丁目北 地区	<ul> <li>・土地区画整理事業により住宅、工場の集約を行い、住工が混在した密集市街地の改善を図り、住宅と工場の土地利用が両立した良好な市街地環境の形成及びその維持、保全をめざします。</li> <li>・住居と住居以外の用途とを適切に配分することにより、良質な都市型住宅の供給と土地の高度利用を促進し、多摩川の景観に配慮した良好な都市型住宅地の形成及びその維持、保全をめざします。</li> <li>・高規格堤防整備事業等と連携し、多摩川の自然空間に調和した憩いの空間の創出をめざします。</li> <li>・既成市街地から多摩川へアクセスできる歩行者空間の確保をめざします。</li> </ul>

# イ 自然系拠点

本市の豊かな自然資源を活かし、その景観をまもり・育てる地区を自然系拠点に位置づけます。自然系拠点では、地区の景観形成方針に基づき、大規模な緑地やまとまった農地等を核とする一定のまとまりを景観まちづくり先導地区に指定することに努め、景観まちづくり先導地区を中心とした景観拠点の育成を推進します。

景観拠点	景観形成方針
黒川地区	
岡上地区	・農業振興地域に指定された地区を中心に、農地と周辺の樹林地、水辺が有する水と 緑が一体となった農のある景観の形成をめざします。
早野地区	

# ウ 文化系拠点

地域の歴史文化資源を活かし、その景観をまもり・育てる地区を文化系拠点に位置づけます。文化系拠点では、地区の景観形成方針に基づき、文化資源を核とする一定のまとまりを景観まちづくり先導地区に指定することに努め、景観まちづくり先導地区を中心とした景観拠点の育成を推進します。

景観拠点	景観形成方針
橘樹官衙遺跡群 周辺地区	・地域の歴史を物語る貴重な景観の要素として尊重するとともに、史跡に配慮した落 ち着きが感じられる景観の形成をめざします。
川崎大師 周辺地区	・賑わいと交流が生まれる街なみ景観の形成をめざします。 ・川崎大師につながる歩いて楽しい風情のある街なみ景観の形成をめざします。
ブレーメン通り 地区	・ブレーメン通りならではの個性ある景観の形成をめざします。 ・だれもが「気持ちの良い」と思える景観の形成をめざします。 ・未来に引き継ぐ美しい景観の形成をめざします。
中原街道地区	・歴史・文化を伝える「風情」がある街なみ景観の形成をめざします。 ・人にやさしい街なみ景観の形成をめざします。 ・「住」と「商」、交流が生まれる街なみ景観の形成をめざします。

# (3) 個性や魅力を引き立てる身近な地域の景観要素の景観形成方針

個性や魅力を引き立てる身近な地域の多様な景観要素は、景観資源を活かした新たなまちづくりの重要な資源として、住民主体のまちづくり等に積極的に活かす等、景観形成の育成を推進します。また、大規模な土地利用転換等がある場合はまちづくりの進捗に応じて、まちづくり先導地区の指定を目指し、新たな景観拠点の形成を推進します。

# ア 新たな景観まちづくりの育成

# (ア) 地域の景観資源周辺の地区

- ・景観資源周辺で景観資源と調和した建築物が建てられつつある等、景観まちづくりの萌芽と言えるような取組を尊重し、まもり・育てていきます。地域の景観資源を活かしたまちづくりの機運を捉え、住民主体の景観まちづくりを促進します。
- ・まちづくりの初動期においては、景観まちづくり先導地区等の手法によらない緩やかなルール(ガイドライン等)の活用も図る等、身近な景観まちづくりを支援します。

# イ 新たな景観まちづくりの創出

# (ア) 身近な駅周辺

- 身近な駅周辺\*においては、当該地区を景観まちづくり先導地区に位置づけた上で、都市拠点に準じた景観まちづくりを促進します。
- \*身近な駅周辺:川崎市都市計画マスタープランにおける広域拠点や地域生活拠点以外の交通利便性が高い駅の周辺

# (イ) 大規模な土地利用転換が予定されている地区

・景観形成に大きな影響がある大規模な土地利用転換が予定されている地区については、まちづくり施策と連携し、施設整備や更新等(都市機能の導入や基盤整備等)を行う地区を景観まちづくり先導地区とし、地区に相応しい優れたデザインの建築物や道路、広場等の整備を誘導し、景観拠点として育成していきます。

# 継承される風景

# 変わらない街

新百合ヶ丘駅周辺は、国土交通省が、1991年~2000 年にかけて日本全国から選定した全国の高いデザイン水 準を持つ 100 の街である 「都市景観 100 選」に 1998 (平 成10年)に選出されています。

写真は、それぞれ 1998 (平成 10) 年当時の写真と 2019 (平成31) 年のものです。約20年の歳月が流れ ていますが、この都市景観100選に選ばれた景観が、しっ かりと守られ、保全されてきたのがわかると思います。

新百合ヶ丘では、市と住民がルールを定め、各企業、 テナントが、それぞれ協力してルールを守ってもらうこ とで、統一感のある落ち着いた街並みが形成され、守ら れています。

また、この他にも、住民のさまざまな活動によって、 この新百合ヶ丘というまちが、守り、受け継がれています。



1998 (平成10) 年の様子



2019 (平成31) 年の様子

# 住民のさまざまな活動により、 守り、受け継がれるまち

新百合ヶ丘駅北側にある土地区画整理事業により整備 された新百合山手地区では、開発の理念である「緑の保 全・継承・創出と維持管理」を受け継ぎ、地区内の公園・ 緑地において、地元ボランティアとともに、除草・清掃 等の美化活動、樹木の剪定作業、花壇の維持管理、緑を 通じた定期的なコミュニティイベントの開催などの活動 が行われています。

こういった活動を通じて、新しい街のコミュニティが 育成されるとともに、四季折々の花々がまちを彩り、都市 と自然が調和した季節感豊かな景観が形成されています。

このように、街の景観は、市民のみなさん、川崎市、 事業者それぞれの協力、パートナーシップにより、つく られ、守られ、そして発展していくのです。



緑を通じたコミュニティイベント



公園を彩る芝桜

# 第 4 章

# 良好な

景観の形成のための

行為の制限に関する事項

# 行為の制限に関する考え方

# (1)景観形成基準に基づく景観の誘導

景観形成の基本理念や基本目標を実現し、川崎市らしい魅力ある景観形成を図るためには、景観形成方針に 基づき、個々の建築物や工作物が地域の特徴を踏まえ、周辺の景観との調和や街なみづくりに貢献するよう計 画することが求められます。

そのため本市では、第3章で示した景観計画区域の構成と区分ごとに、それぞれ建築物及び工作物を対象と した景観形成基準を定めます。そして、建築等の行為に際し要する届出等の手続によって、景観の誘導を図り ます。

# (2) 景観形成基準の構成

# ア 景観計画区域全体における景観形成基準(一般基準)

景観計画区域の全域においては、景観法に基づく行為の制限に関する事項として景観形成基準を定めます。

# (ア) 景観ゾーン基準

主に地形的な要素から区分した3つのゾーン「丘陵部ゾーン」「平野部ゾーン」「臨海部ゾーン」それぞれの 景観形成方針を踏まえ、守るべき基本事項を「景観ゾーン基準」として定めます。

なお、具体的な誘導には、「景観計画届出マニュアル」を活用します。

# (イ) 景観の帯基準

4つの景観の帯「多摩川の帯」「二ヶ領用水の帯」「多摩川崖線の帯」「多摩丘陵の帯」それぞれの景観形成 方針を踏まえ、守るべき基本事項を「景観の帯基準」として定めます。

# イ 特色ある景観のまとまりにおける景観形成基準

### 景観拠点基準

景観拠点においては、景観まちづくり先導地区を定め、それぞれの地区ごとに、該当する景観拠点の景観形 成方針を踏まえたうえで、活用制度に基づく景観形成基準を定めます。

### (ア) 景観計画特定地区の基準

景観計画特定地区では、景観法に基づく行為の制限に関する事項として景観形成基準を定めます。

### (イ) 都市景観形成地区の基準

都市景観形成地区では、都市景観条例に基づく景観形成基準を定めます。

### (ウ) 地区計画の区域の基準

地区計画の区域では、地区整備計画において、建築物の形態意匠の制限として定めた事項を景観形成基準と します。

# (3) 景観形成基準の適用について

# ア 景観ゾーン及び景観の帯における景観形成基準の適用

景観計画区域で建築行為等を行う場合、当該行為が位置する景観ゾーンにおける景観形成基準(景観ゾーン 基準)が適用されます。また当該行為が景観の帯の対象範囲にある場合、景観ゾーン基準に加えて該当する景 観の帯における景観形成基準(景観の帯基準)も適用されます。

# イ 景観拠点における景観形成基準の適用

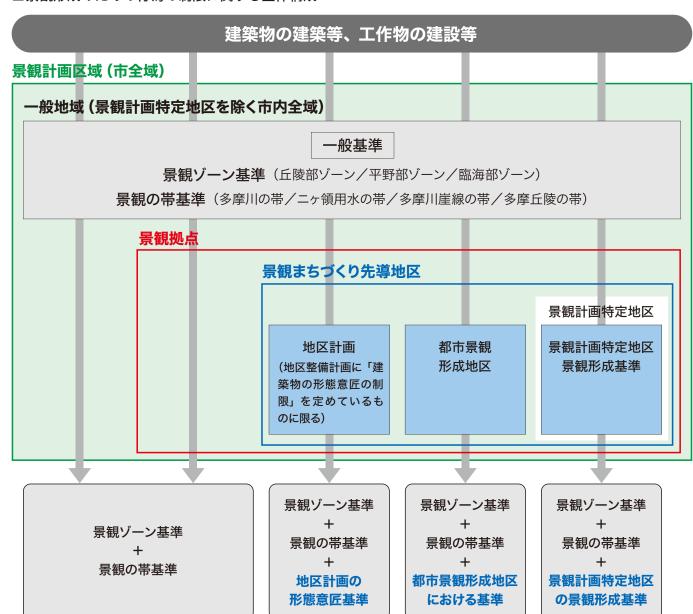
### (ア) 景観まちづくり先導地区

地区ごとに、それぞれの活用制度に基づく景観形成基準が適用されます、なお、景観計画特定地区のうち、景観形成基準が制定されてない地区については、(イ)に準じます。

# (イ) 景観まちづくり先導地区以外の地区

景観拠点独自の景観形成基準はありませんので、アの一般基準が適用されます。ただし、それぞれの景観拠点ごとに定められた景観形成方針には、配慮する必要があります。

### ■景観形成のための行為の制限に関する全体構成



# 景観形成基準 (景観法第8条第4項第2号)

# (1)景観ゾーン及び景観の帯の景観形成基準(建築物及び工作物)

一般地域における景観形成基準を次のとおり定めます。

景観形成基準は「平野部ゾーン」を基本としています。また、ゾーンの中には、帯基準が含まれます。その 他、別に景観形成のためのガイドライン等を定めている地域においてはそちらの基準も適用されますので別途 確認する必要があります。

景観形成基準には、定性基準、定量基準があります。定性基準及びガイドラインが定める基準に関しては、 配慮事項となりますが、定量基準は、勧告・変更命令の対象となります。変更命令に違反した場合等には景観 法に基づく罰則規定が適用されます。

	ガイドライン等に基づく基準(別途参照)				
		丘陵部ゾーン	平野部ゾーン	臨海部ゾーン	
該当するガイドライン等		_	_	臨海部色彩ガイドライン	
	多摩川	_	多摩川景観形成ガイドライン	多摩川景観形成ガイドライン	
	一二ヶ領用水	_	ニヶ領用水宿河原堀沿線地区 景観まちづくりプラン		

	景観形成基準(定性基準)			
		丘陵部ゾーン	平野部ゾーン	臨海部ゾーン
周辺環境との調和及び配置・規模		・周辺の景観資源(緑地、農地、小河川、 ・壁面の位置や高さなど周辺との連続性。 ・住宅地及び住宅地に隣接する敷地では、	うな配置・規模とする。 スカイラインとの調和を図り、著しく突出 神社旧跡)との調和した景観を形成する	模とする。
		・坂道や斜面地など地形の変化がある 場合は、これを活かした配置とする。		・周辺の公園や緑地、水辺のオープンスペースとの回遊性を高め、市民が海への広がりある景観を親しめる工夫をする。
	多摩川崖線	し、隣接するオープンスペースとの連手 ・崖線の緑や周辺の街なみの緑が連続する ・並木や街路樹に面した場所では、これる ・崖線の樹林地に隣接する敷地では、崖	るような配置とする。 を活かした配置とする。 線の低地部から見たときに、崖線の台地	_
	多摩川	_	・河川の線形を活かした建築物等の配置 間と一体的な空間となるよう配置の工	・ やオープンスペースの設置など、河川空 夫をする。
帯	ニヶ領用水		・水路の線形を活かした建築物等の配置やオープンスペースの設置など、水路に背を向けた印象とならない工夫をする。 ・建築物や工作物は、二ヶ領用水側の高さをおさえる、二ヶ領用水側に庭を設けて建築物を二ヶ領用水側から離すなどにより、圧迫感を軽減する。	_
	多摩丘陵	・隣接して農地がある場合、農地側に空地を設けるなど、通風や日照などを考慮した配置とする。 ・丘陵の緑や周辺の街なみの緑が連続する配置とする。		_

			景観形成基準(定性基準)	
		丘陵部ゾーン	平野部ゾーン	臨海部ゾーン
形態・意匠		・長大な壁面は分節化を図り、圧迫感を ・住宅地及び住宅地に隣接する敷地では、 る。 ・駅周辺や商店街など賑わいのある場所 きのある形態・意匠とする。	<b></b> 署部を明快に意識できる魅力ある表情とな	もに周辺環境と調和する形態・意匠とす 配慮し、高層部においては風格と落ち着
		・斜面緑地では、周辺の緑と調和した 色彩の勾配屋根にすることや屋上及 び壁面の緑化をほどこすなど、斜面 緑地と調和したものとする。 ・坂道や斜面地など地形の変化がある 場合は、その勾配になじむ形態・意 匠とする。		<ul><li>・工場等は、タンクやプラントなどの 形態を活かすとともに活力を感じる デザインとする。</li><li>・敷地内に複数の建築物がある場合は、 統一感のあるデザインとする。</li></ul>
	4	公園など)からの見え方に配慮する。	らよう、周辺の主要な眺望点(道路・河川・	
	多摩川崖線	・崖線の緑や丘陵部ゾーンの豊かな緑と調和する形態・意匠とする。 ・斜面緑地に計画する際は、できるだけ既存樹木を保全するとともに、緑を回復・育成する。	・崖線の緑や周辺の街なみとの調和する形態・意匠とする。	_
			・水辺の自然環境に調和する形態・意匠の	とする。
景観の帯	多摩川	_	<ul><li>・河川区域内のオープンスペースや多 摩川沿いの歩道、橋梁などの周辺の 主要な眺望点からの見え方に配慮す る。</li><li>・多摩川に面して長大で平滑な壁面を 避け、圧迫感の軽減を図るとともに、 できる限り開口部を多くするなど、 多摩川からの見え方に配慮する。</li></ul>	・工場等においても、橋梁や対岸から の見え方に配慮する。
	ニヶ領用水		・水辺の自然環境に調和する形態・意匠とする。 ・ニヶ領用水沿いの歩道や橋梁などの周辺の主要な眺望点からの見え方に配慮する。 ・ニヶ領用水に面して長大で平滑な壁面を避ける、勾配屋根にするなどにより圧迫感の軽減を図るとともに、できる限り開口部を多くするなど、ニヶ領用水からの見え方に配慮する。	_
	多摩丘陵	・周辺の農地や樹林地と調和する形態・ 意匠とする。 ・丘陵の景観との一体性や調和が図られるよう、周辺の主要な眺望点(道路・ 河川・公園など)からの見え方に配慮する。 ・斜面緑地に計画する際は、できるだけ既存樹木を保全するとともに、屋 上緑化などにより緑を復元する。	_	

	景観形成基準(定性基準)			
		丘陵部ゾーン	平野部ゾーン	臨海部ゾーン
敷地境界部及び敷地内の外構		・敷地内緑化、屋上緑化などにより、周: ・オープンスペースや屋上などには、潤! ・緑化や水の空間の演出などにより潤いで、高い擁壁は、ひな壇状の形状とするな表情を持った修景を行う。 ・大規模な敷地では、沿道にオープンス・敷地内には適切に緑を配置し、緑に包: ・住宅地及び住宅地に隣接する敷地で塀にフェンスなどを使用し、フェンスの道に、商業・業務系の建築物等は、沿道にオーリをおこなう。	のある景観を形成する。 ど圧迫感の軽減に努めるともに、化粧型を ペースを創出するなど、開放的なコモンス	景観を形成する。 空等の仕様や樹木による緑化を施すなど、 ペースを形成する。 させたうえ、周辺景観に調和した色彩のる沿道景観を形成する。 で楽しい快適な歩行空間となる空間づく
		・坂道沿いに擁壁や塀を設置する場合は、坂道の勾配になじむような形態・ 意匠となるよう、素材や意匠を工夫するなど魅力ある坂道景観を形成する。		
	多摩川崖線	性を図る。	した樹種を選定するとともに、植物の良 を工夫する。	
		・坂道や斜面地などの地形の変化がある場合は、外構及び低層部のデザインにこれを活かした工夫をする。		
	多摩川	_	・多摩川に面する敷地の境界は積極的に 緑化し、河川区域内オープンスペース の緑と一体となった魅力的なみどり と水の空間となるような工夫をする。	
帯	一二ヶ領用水	_	・二ヶ領用水側の敷地境界部については、みどり豊かな潤いのある街なみとするため、生垣とする、塀やフェンスのなどの前面及び足元に植栽帯や花壇を設けるなど、緑化に努める。また、緑化が難しい場合は、敷地内に中高木を植えるなど、沿川からの緑の景観に配慮する。	_
	多摩丘陵	・坂道や斜面地などの地形の変化がある場合は、外構及び低層部のデザインにこれを活かした工夫をする。 ・既存の高木や状態の良い樹木は、可能な限りそれを活かした外構計画とする。 ・緑化にあたっては、丘陵の植生に調和した樹種を選定するとともに、植物の良好な生育が可能となるよう、植栽地盤を工夫する。 ・農地や樹林地との境界は緑化することなどにより緑の連続性を図る。 ・擁壁は可能な限り自然素材を使用し、緑化と併用するなど周辺環境と調和させる。		_

	景観形成基準(定性基準)			
		丘陵部ゾーン	平野部ゾーン	臨海部ゾーン
駐車場・ゴミ置場、その		緑化を図るなど、街なみから目立たせた・機械式駐車場を計画する場合は、周辺だとする場合は、ルーバーや壁面緑化なる・平面駐車場は、周辺を緑化するだけでなどこす。	から目立たないようにするためピット式な どにより修景をする。 なく、内側にも適所に高木を配置するなど ファニチャーについても、景観を形成する	どとするよう努める。やむを得ず地上式 潤いを感じられるよう積極的な緑化をほ
他の外構附帯工作物	ニヶ領用水	_	・二ヶ領用水側に面している部分は、ゴミ置場、自動販売機などは、直接見えにくいよう、設置位置や囲いの形態に配慮する。若しくは、植栽による目隠しや、色彩を建築物本体及び周辺の景観と調和させる。	_
建築附帯設備		・バルコニーの物干しあるいはエアコン§ ・工業または物流系の建築物等で配管なる	いような工夫をする。 周辺に配慮し附帯設備類を露出しないも 室外機などの設備類は、外部から目立たせ ビー部の設備類をアクセントとする場合は こくくする、屋根の一部となるようデザイ	ないような工夫をする。 、周辺と調和させるものとする。
	多摩川崖線	・建築物に附帯する設備は、崖線からのらの見え方に配慮し、建築物と調和さる		_
	多摩川	_	・建築物に附帯する室外機・配管設備・ ダクト類や屋外階段などは、多摩川に 面して露出しないよう建築物と一体 的に計画するなど、周辺に配慮する。	・工場等においても、橋梁や対岸からの 見え方を意識し、雑然とした空間にな らないよう、秩序ある施設の設置等を おこなう。
请	声ニヶ領用水	_	・二ヶ領用水側に面している部分は、 屋外設備類(ガスメーターやエアコン室外機など)は、直接見えにくいよう、設置位置や囲いの形態に配慮する。若しくは、植栽による目隠しや、 色彩を建築物本体及び周辺の景観と 調和させる。	_
	多摩丘陵	・農地から見える建築物に附帯する設 備などが目立たなくなるよう工夫す る。		_

		景観形成基準(定性基準)		
	丘陵部ゾーン	平野部ゾーン	臨海部ゾーン	
屋外照明	<ul> <li>・周辺地域の夜間景観を意識し、それぞれの施設の特徴を活かしながら、街なみに調和する照明計画をおこなう。</li> <li>・駅周辺や商店街などにおいては、建築物等の低層部における賑わいを演出する一方で過度な演出照明は避けるものとする。</li> <li>・高層建築や大型施設の外観照明においては、周辺の景観から突出し過ぎない節度あるものとする。</li> <li>・住宅地や住宅地に隣接する敷地における建築物等の共用部分などにおいては、住宅地の調和に配慮し、落ち着きと暖かるが感じられるまぶしさを抑えた光源や器具を使用する。</li> <li>・歩道に隣接する敷地では、歩行者が安心して通行できるよう、敷地内に暗がりをつくらないよう配慮する。</li> <li>・屋外照明が点滅するもの、光の色が極端に変化するもの、回転サーチライトなど、周辺に光害を与える恐れのある光源が器具はさける。</li> </ul>			
			・施設の特徴ある形態を浮かび上がら せるなどの工夫をする。	
外観の色彩・素材	・過度に明度差(コントラスト)の大きな配色、著しく彩度の高い配色を極力避け、適切な明度対比を持たせた同系色をいるなど周辺との街なみの連続性に配慮する。 ・周辺建築物や建物全体の形態・意匠と調和する色彩とする。 ・外壁の素材は、自然素材や質の高い素材を使用するなど、経年後の劣化を考慮したものとする。 ・建築物のデザイン性を高めたり、街の賑わいを演出したりするためにアクセントとして使用する色彩については、周辺十分な配慮をするとともに、建築物の特徴や形態に合わせた使い方や面積とし、場所性をふまえた色使いとする。また低層部に用いることを基本とする。 ・住宅地及び住宅地に隣接する敷地では、住宅地らしい安らぎが感じられる暖色系の低彩度色を基本とする。 ・駅周辺や商店街など賑わいのある場所では、周辺の街なみとの調和に配慮し、過度に鮮やかな色彩や対比の強い配色をけることとする。 ・工場や物流施設等は、周辺環境と調和する落ち着いた色彩を基本とし、形態の変化に応じて色彩を分節化するなど、威感を低減する。		たものとする。 として使用する色彩については、周辺に 場所性をふまえた色使いとする。また、 の低彩度色を基本とする。 度に鮮やかな色彩や対比の強い配色を避	
	・斜面緑地等、緑に囲まれた環境に計画する建築物等は、木材や石材などの自然素材を活用し、周辺の緑と調和しない明るすぎる色彩は避けるなど配慮する。		・大規模な物流施設等は、単調な配色を避け、形態の変化に対応して色彩を使い分けるなど、親しみやすい色彩景観を形成する。 ・色彩デザイン提案制度を活用するなど、明るく活力のある景観を形成す	

る。

# <景観形成基準(定量基準):色彩に関する基準>

一般地域内の建築物及び工作物の外観に使用する色彩については、マンセル表色系\*による定量的な基準 を定めます。景観形成基準(定性基準)の「外観の色彩・素材」に加えて、次の「色彩基準」に基づいて計画 するものとします。

\*日本工業規格 JIS Z8721 (色の表示方法) に定める「色相」、「明度」、「彩度」の3つの属性の組み合わせによって客観的に表す表示方法

# 【色彩基準】

建築物及び工作物の外観に使用する色彩は、次の場合を除き、景観ゾーン別の推奨基準を基本とし、共通基 準に適合した色彩とする。

- ・表面に着色していない自然石、木材、土壁及びガラス等の素材本来が持つ色彩でかつ景観ゾーン基準に記載 されている「外観の色彩・素材」を十分踏まえた計画である場合。
- 建築物及び工作物の見付面積の5分の1未満の範囲で、外観のアクセント色として着色される部分(大規模 小売店舗の壁面広告物を含む)の色彩の場合。ただし、高彩度 (JIS Z8721 に定める彩度で、0R~9.9Y においては彩度10超、その他の色相においては彩度8超)の色彩を用いる場合については、見付面積の5 分の1未満かつ100m以下の範囲に限る。

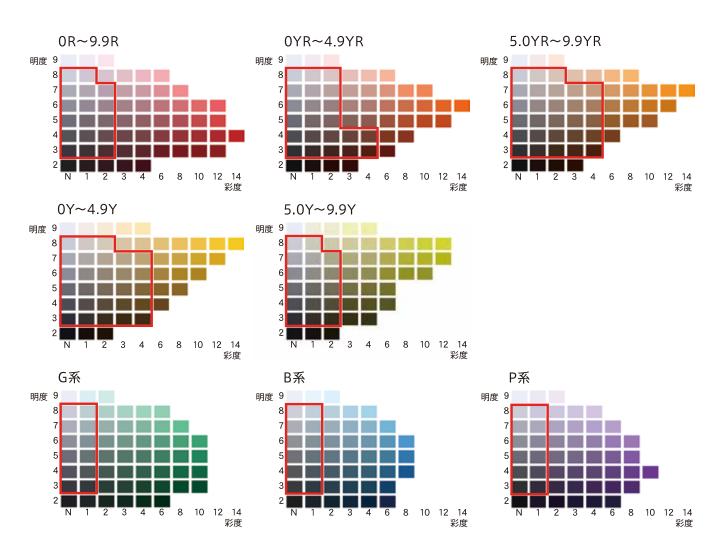
ただし、次に示す場合、適用除外を認めるものとする。

- 景観まちづくり先導地区として、個別の基準を定めている場合(それぞれの地区の色彩基準を優先とする)
- 工作物の色彩について、他の法令等で使用する色彩が定められている場合
- 質の高いデザインであり、ランドマークとしての役割を果たす建築物で、都市景観審議会の意見を聴いて市 長が景観形成上必要と認める場合。
- 橋りょう等で市民のなじみが深く、地域イメージの核となっており、地域のランドマークの役割を果たして おり、かつ都市景観審議会の意見を聴いて市長が景観形成上必要と認める場合。
- 川崎市臨海部色彩ガイドラインに基づき、市と協議して色彩計画を策定した場合。

# ア 景観ゾーンの推奨基準

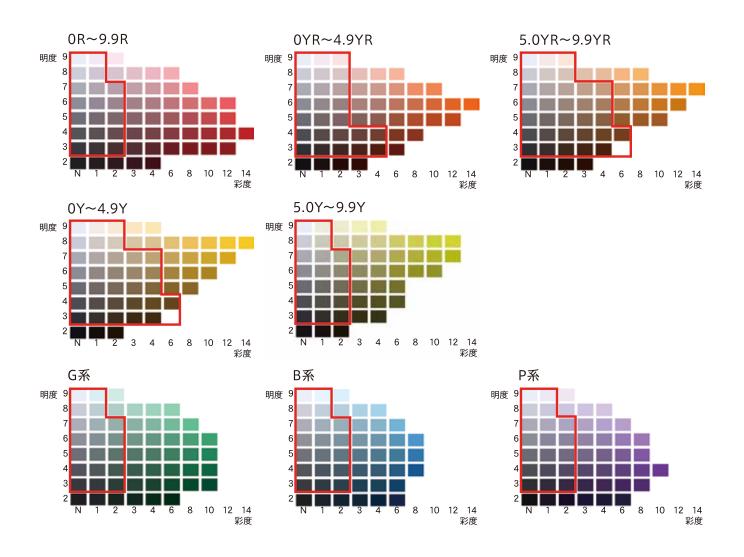
# <丘陵部ゾーンの推奨基準>

色相		明度	彩度
R系	0.0.0.0	8以上9未満	1以下
八术	0 R∼9.9 R	3以上8未満	2以下
	0 Y R~4.9 Y R	5以上9未満	2以下
YR系		3以上5未満	4以下
1 八木	F 0 V D . 0 0 V D	8以上9未満	2以下
5.0YR~9.9YR	3以上8未満	4以下	
	0.4.4.0.4	8以上9未満	2以下
Y系	0 Y~4.9 Y	3以上8未満	4以下
	5 0 7 0 0 7	8以上9未満	1以下
	5.0Y~9.9Y	3以上8未満	2以下
その他の色相		3以上9未満	1以下



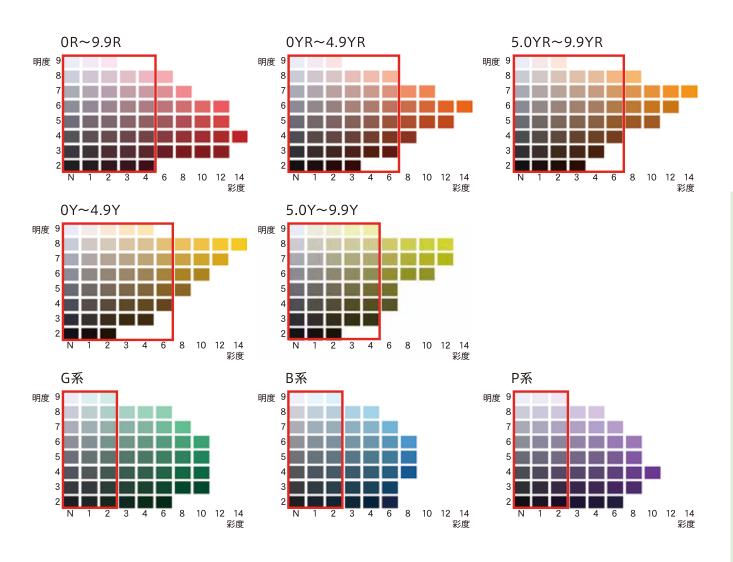
# <平野部ゾーンの推奨基準>

色相		明度	彩度
R系 0R~9.9R —		8以上	1以下
R系	0 K ~ 9. 9 K	3以上8未満	2以下
	0 Y R~4. 9 Y R	5以上	2以下
	01K~4.91K	3以上5未満	4以下
YR系	5.0YR~9.9YR	8以上	2以下
		5以上8未満	4以下
		3以上5未満	6以下
		8以上	2以下
	0 Y~4.9 Y	5以上8未満	4以下
Y系		3以上5未満	6以下
	F 0 V 0 0 V	8以上	1以下
	5.0Y~9.9Y	3以上8未満	2以下
7 O /h O A H		8以上	1以下
その他の色相		3以上8未満	2以下



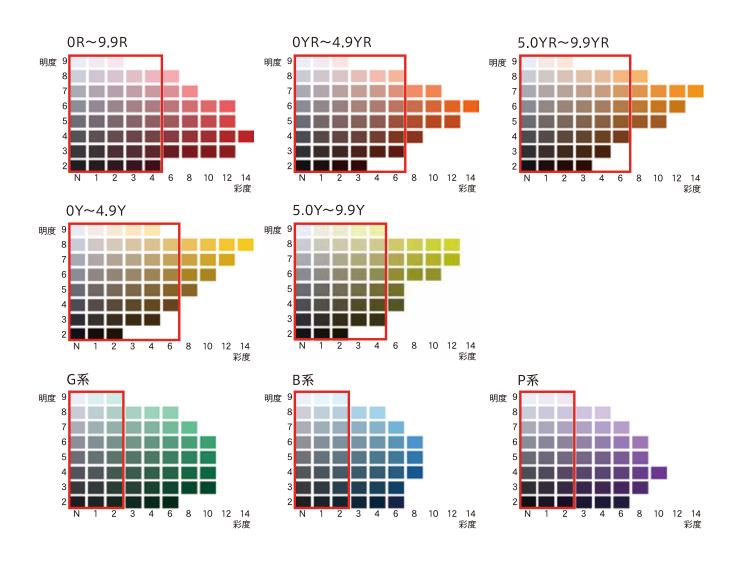
# <臨海部ゾーンの推奨基準>

色相		明度	彩度
R系	0 R~9.9R		4以下
YR系	0 Y R~9.9 Y R	_	6以下
	0 Y~4.9 Y	_	6以下
Y系	5.0Y~9.9Y	_	4以下
その他の色相		_	2以下



# 共通基準

色相		明度	彩度
R系	0 R~9.9R	_	4以下
YR系	0 Y R~9.9 Y R	_	6以下
	0 Y~4.9 Y	_	6以下
Y系	5.0Y~9.9Y	_	4以下
その他の色相		_	2以下



# (2) 景観拠点の行為の制限について

景観拠点において、景観まちづくり先導地区が定められている地区については、景観まちづくり先導地区に 定められた景観形成基準等に適合するものとします。なお、景観まちづくり先導地区のうち景観計画特定地区 の行為の制限は、別表第1\*の各地区の行為の制限の項に定めるとおりとします。

景観まちづくり先導地区の周辺においては、当該地区の景観形成基準等に準じるよう努めます。

景観拠点において、景観まちづくり先導地区の指定がない場合は、各景観拠点の景観形成方針を踏まえなが ら、該当する一般基準(景観ゾーン基準、景観の帯基準)に適合するものとします。

\*川崎市景観計画告示文別表 1。川崎市ホームページをご覧下さい。

# ■各景観拠点の行為の制限に関する考え方

区分		活用制度	景観まちづくり先導地区
		景観計画特定地区	新百合ヶ丘駅周辺地区
	新百合ヶ丘駅周辺地区	都市景観形成地区	新百合ヶ丘駅周辺地区 新百合山手地区
		景観計画特定地区	武蔵小杉周辺地区
	小杉駅周辺地区	地区計画	新丸子東3丁目南部地区 小杉町2丁目地区 小杉町3丁目東地区 小杉町1・2丁目地区
	川崎駅周辺地区	景観計画特定地区	川崎駅周辺地区 川崎駅西口大宮町地区
		都市景観形成地区	たちばな通地区
47士玄	登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区	地区計画	登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区
都市系 拠点	宮前平・鷺沼駅周辺地区	_	_
	溝口駅周辺地区	都市景観形成地区	大山街道地区
	新川崎・鹿島田駅周辺地区	景観計画特定地区	新川崎地区 鹿島田駅西部地区
	川崎殿町・大師河原地域	地区計画	殿町3丁目地区
	浜川崎駅周辺地域	_	_
	港町地区	地区計画	港町地区
	戸手4丁目中央地区	地区計画	戸手4丁目中央地区
	武蔵中原駅北地区	地区計画	武蔵中原駅北地区
	産業道路駅前地区	地区計画	産業道路駅前地区
	戸手4丁目北地区	地区計画	戸手4丁目北地区
	黒川地区	地区計画	黒川実習農場地区
自然系 拠点	岡上地区	_	_
3~7.11	早野地区	_	_
	橘樹官衙遺跡群周辺地区	_	_
文化系	川崎大師周辺地区	都市景観形成地区	川崎大師表参道・仲見世地区
拠点	ブレーメン通り地区	都市景観形成地区	ブレーメン通り地区
	中原街道地区	都市景観形成地区	中原街道地区

# 届出を要する行為

# (1) 届出の対象となる行為

景観法第16条第1項に基づく、届出の対象となる行為及びその規模は下表のとおりです。 届出をしなかった場合等は、景観法に基づく罰則規定が適用されます。

# ■届出の対象となる行為及び規模

			行為の規模	
			市全域 (景観計画特定地区を除く)	景観計画 特定地区
行為の	建築物	○建築物の新築、増築、改築若 しくは移転、外観を変更する こととなる修繕若しくは模様 替又は色彩の変更※ 1	高度地区等によって異なります。 詳しくは <b>(2)ア</b> (ア)を参照 してください。(P.63)	すべて
の内容	工作物	○工作物の新設、増築、改築若 しくは移転、外観を変更する こととなる修繕若しくは模様 替又は色彩の変更	高度地区等によって異なります。 詳しくは <b>(2)ア</b> (イ)を参照 してください。(P.64)	9

※1 ガラス面の内側からの表示物(窓裏広告)は、建築物等の一部として扱い、届出対象とします。

なお、都市景観形成地区、地区計画形態意匠条例適用区域に該当する場合も届出が必要となります。都市景 観形成地区については、地区ごとに届出対象の要件を定めていますので、各地区の要件に応じて届出が必要と なります。

# (2) 行為規模等による届出の要件

# ア 市全域(景観計画特定地区を除く)

# (ア) 建築物

市全域(景観計画特定地区を除く)における建築物の建築等については、下表に示す A)から C)のいずれかの要件に該当するものを届出対象とします。

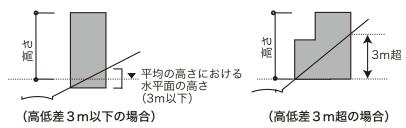
# ■要件

区域区分及び 高度地区		要件			
		A) 高さ※1	B) 壁面の長さ ※ 2	C) その他	
市	第 1 種高度地区	1 0 m超	30m超		
街ル	第2種高度地区	1 5 m超	5 0 m超	景観の形成に	
街 第2種高度地区 化 区 第3・4種高度地区 域 マール フェー		20m超	7 0 m超	大きな影響を与えると	
「高度地区指定なし		3 1 m超	7 0 m超	市長が認める建築物	
市街化調整区域		1 0 m超	30m超		

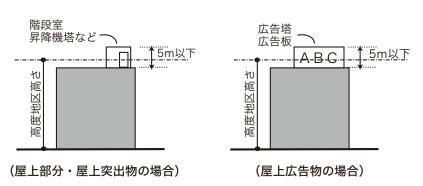
### ※1 高さに関する解説

建築物の高さは、建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面からの高さとします。ただし、建築物が周囲の地盤と接する位置の高低差が3メートルを超える場合においては、周囲の接する地盤のうち最も低い位置からの見付の高さとします。

建築物に接する地盤の高低差

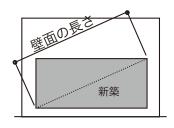


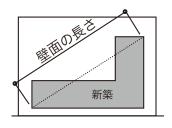
建築基準法に基づく建築物の高さに 参入されない塔屋や広告塔を含めた 高さとします。

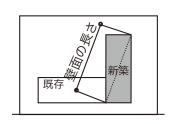


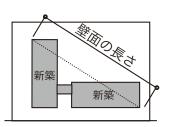
### ※2 壁面の長さに関する解説

壁面の長さは、一棟とみなされる建築物において、もっとも長く見える見付の壁面の長さとします。









(増築の建築物)

(意匠上一棟とみなされる建築物)

# (イ) 工作物

市全域(景観計画特定地区を除く)における工作物 ※1 の建設等については、下表に示す A)から C)のいずれかの要件に該当するものを届出対象とします。

# ■要件

区域区分及び 高度地区		要件			
		A) 高さ※2	B)構造等	C) その他	
-	第1種高度地区	10m超	橋梁 ※3 の場合であって		
市街化区域	第2種高度地区	1 5 m超	]   橋長が100m超 ■   又は	景観の形成に	
区上	第3・4種高度地区	20m超	鉄道駅 ※4 の場合であって	大きな影響を与えると	
奥	高度地区指定なし	3 1 m超	高架鉄道の駅又は橋上駅の   施設のうち外壁又は	市長が認める建築物	
市街化調整区域		1 0 m超	これに相当する工作物		

※1 工作物とは、川崎市都市景観条例施行規則第3条各号に掲げるものを対象とします。

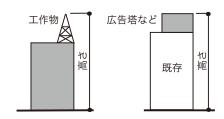
### 川崎市都市景観条例施行規則第3条

- (1) 門、塀、垣、さくその他これらに類するもの
- (2) 擁壁、護岸、堤防その他これらに類するもの
- (3) 煙突その他これに類するもの
- (4) 装飾塔、記念塔、物見塔、高架水槽その他これらに類するもの
- (5) 広告塔、広告板その他これらに類するもの
- (6) 駐車施設、駐輪施設その他これらに類するもの
- (7) 観覧車、飛行塔、コースターその他の遊戯施設
- (8) 石油タンク、ガスタンク、穀物サイロその他の貯蔵施設
- (9) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(電気通信事業法(昭和59年法律第86号) 第120条第1項に規定する認定電気通信事業の用に供する施設及び電気事業法(昭和39年法律第170号)第 2条第1項第16号に規定する電気事業の用に供する施設を除く。)
- (10) 石油精製施設、コンクリート製造施設その他の製造施設
- (11) ごみ焼却施設、汚物処理施設その他の処理施設
- (12) 橋りょう、高架道路、高架鉄道その他これらに類するもの
- (13) 高架鉄道の駅又は橋上駅の施設のうち外壁又はこれに相当するもの
- (14) 道路、公園又は広場に設置される公衆電話所、バス停留所、標識、照明灯、アーケード、ベンチその他これらに 類するもの
- (15) その他市長が指定するもの

# ※2 高さに関する解説

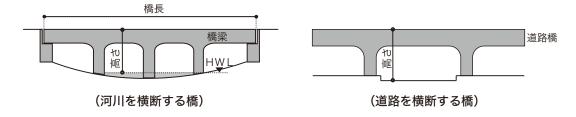
工作物の高さは、建築物の高さの算定方法に準じて算定するものとします。

既存の建築物・工作物に屋上広告物等を設置する場合又は既存の建築物に 工作物を設置する場合も届出対象とします。



### ※3 橋梁には、鉄道橋なども含みます。

高さは、河川を横断する橋の場合、HWL(河川の計画高水位)より橋梁の上端部までの高さ、道路を横断する橋の場合、道路の最下面から橋の上端部までの高さとします。



※4 駅舎は外壁などの外観(立面図上で外壁と判断できるもの)のみとします。

# 第 う 章

屋外広告物等による

景観形成に関する事項

# 屋外広告物等の表示等による景観形成に関する基本的な考え方

# ■屋外広告物の特性

屋外広告物は、表示された情報を必要とする人や地域を訪れる来訪者にとっては有効な情報伝達手段となり ます。しかし、屋外広告物が無秩序な状態で掲出されると、情報伝達機能が低下するだけではなく、良好な景 観を損ねることにもなります。一方、優れたデザインの屋外広告物をイベント要素やブランディング要素とし て、地域らしさの演出に効果的に活用することにより、地域の魅力の向上やまちづくりに取組む事例もみられ ます。このように屋外広告物は、地域の魅力や景観に大きな影響を与える重要な要素であると言えます。その ため、屋外広告物は、屋外広告物法によって、景観に配慮するよう規制されています。また、広場や公園等の 特定の地域等への設置も制限されています。

# ■規制緩和の動向

近年、本市においては、急激な人口減少や高齢者の急増が見込まれる中で、健康で快適な生活や持続可能な 都市経営の確保が重要な課題になっています。これらの課題を解決するために都市イメージの向上を図り、本 市の強みや魅力を、市民や他都市の方にもっと広くアピールすることが必要です。また、地域の賑わい創出の ためのオープンカフェを始めとした路上イベントといった取組が活発化してきており、こうした地域活動を円 滑に実施できるよう、国でもその収益が地域に還元されるものに関しては道路占用許可や屋外広告物規制の弾 力的な運用を行うなど緩和の方針を打ち出しています。これらの動向を踏まえ、景観施策にも対応が求められ ています。

# ■新たな技術等の動向

また、幹線道路沿いに見られる周囲の景観に悪影響を与えている大規模商業施設の屋外広告物や屋外広告物 と類似する性格を有し屋外広告物と同様に景観形成に大きな影響を与える表示物、デジタルサイネージ等の 様々な技術の進歩等への対応も求められています。

こうした状況を踏まえ、屋外広告物及び屋外広告物に類似する表示物についての景観形成に関する基本的な 考え方を示します。

# (1)屋外広告物条例に基づく一般的規制に加え、基本的な配慮事項を定めるとともに、 景観計画特定地区等や大規模小売店舗※1について行為の制限を定め、 良好な景観の形成を図る

本市では、全ての屋外広告物 ※2が「屋外広告物条例」に基づく設置等の許可が必要となっています。景観 計画では、市内全域で適用される川崎市屋外広告物条例に定める一般規制に加え、屋外広告物等の表示に関す る基本的な配慮事項を定めるとともに、特に良好な景観の形成を目指すべき地区である景観計画特定地区や住 民主体の景観形成を図る都市景観形成地区において、地域の特性にあわせた行為の制限等を定めます。さらに、 景観配慮が求められている大規模小売店舗についても、行為の制限を定めることで、調和の取れた景観の形成 を目指します。

- ※1 大規模小売店舗立地法第2条の「大規模小売店舗」に該当する建築物(一の建築物であって小売業(飲食店業を除く ものとし、物品加工修理業を含む)を行うための店舗の用に供される床面積の合計が 1,000㎡を超える店舗)を指す。
- ※2 適用除外広告物(法令の規定によるもの、公共的目的によるもの等)を除く。

# (2)屋外広告物と類似する性格を有した表示物も一体的に捉えた屋外広告物等 による良好な景観の形成を図る

本市では、屋外広告物法に規定された屋外広告物とともに、建築物等の窓面の内側を利用した広告物など、 屋外広告物と類似する性格を有し景観に影響を与える表示物も一体的に捉え、屋外広告物等として誘導を行い、良好な景観の形成を図ります。※1

※1 本書では、「屋外広告物」と「屋外広告物等」の定義を以下とします。

屋外広告物 :屋外広告物法第2条に定義されている「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、

看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示され

たもの並びにこれらに類するもの。」とします。

屋外広告物等:屋外広告物法の定義に基づく「屋外広告物」に加えて、建築物等の窓面の内側を利用した広告物など、屋外

広告物と類似する性格を有し景観に影響を与える表示物を含めたもの、とします。

# (3) 屋外広告物等の特性を活かした賑わいの創出や地域の魅力向上を図る

魅力ある広告物は、魅力ある景観の形成、イベント時等の賑わいの創出などの街の雰囲気を盛り上げることに繋がります。よって、場所、期間、運営主体などを考慮したうえで、賑わいの創出や地域の魅力向上に資する広告物等の取扱いについては、一部景観計画上の基準の見直しを検討し、柔軟な運用の取組を推進します。



# 屋外広告物等の表示及び屋外広告物等を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項等

# (1) 屋外広告物等の表示に関する基本的な配慮事項

屋外広告物等の設置を検討する際は、川崎市屋外広告物条例に定める一般的な規制に加え、次の事項にも配 慮して計画するものとします。

# ■屋外広告物等の表示に関する基本的な配慮事項

一般	地域の性格に合わせた節度あるものとする。なお、特に屋上広告物を 設置する際は、周辺景観に与える影響が大きいことを踏まえ、必要以 上に伝達効果や視覚的効果を持たせたデザインは避け、周辺景観との 調和を図るものとする。
配置	必要以上に数を増やしたりすることは避け、集約化し統一的なデザインとする。
高層部における 広告物の設置	高層部に設ける屋外広告物は避ける。ただし、建築物の壁面に表示す る施設名称はこの限りではない。
住宅地における 広告物の設置	人々が暮らす空間にふさわしい落ち着きのある色彩、形態とする。
照明	LEDやネオン管などの発光型サインは、街なみとの調和に配慮した 節度あるものとし、点滅するものや光の色が変化するものは避ける。
映像装置を有する 広告物	映像装置等を有する広告物は、周辺の明るさ等の状況(昼間、夕方、 夜間)に応じて輝度や点灯時間、音声等について配慮する。

# (2) 市全域(景観計画特定地区を除く)の行為の制限に関する事項

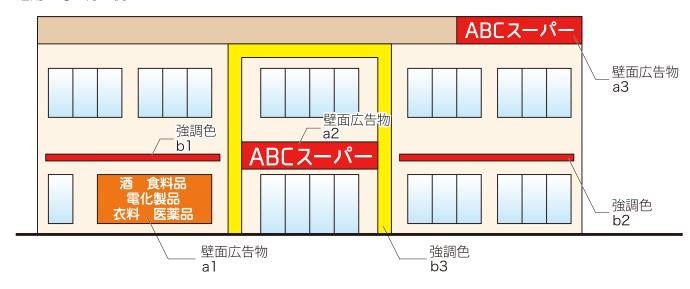
大規模小売店舗に設置される屋外広告物は、周囲の景観に対して与える影響が大きいことから、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置等に関する行為の制限を定めます。

### ■届出を要する行為と行為の制限

届出を要する行為	屋外広告物に関する行為の制限の内容
「大規模小売店舗」の壁面を利用する広告物又 は掲出物件(以下「壁面広告物」という)の設置、 変更、改造	壁面広告物の1つの壁面における表示面積の合計は、当該壁面の面積の5分の1未満かつ100㎡以下※1とする※2。

- ※1 形状が切文字式の場合は、その面積に 1/2 を乗じて計算するものとする。
- ※2 壁面広告物を掲出する建築物に関しては、建築物の壁面のアクセント色として着色される部分の色彩の使用面積には、壁面広告物を含めるものとし、当該壁面の面積の5分の1未満とする。ただし、高彩度色 (JIS Z8721 に定める彩度で、 $0R\sim9.9Y$  においては彩度 10 超、その他の色相においては彩度 8 超の色彩)が含まれる場合は、5 分の 1 未満かっ 100 ㎡以下とする。

### <適用の考え方の例>



# 各表示面積の合計

al+ a2+ a3···+b1+b2···< A1 (壁面全体) の 1/5 かつ

 $\leq 100 \text{m}^2$ 

# (3) 景観計画特定地区の行為の制限に関する事項

景観計画特定地区においては、地区ごとに詳細な屋外広告物等の表示等に関する行為の制限に関する事項等 を定めます。ここでは、窓裏広告物等、屋外広告物法の規定が適用されない表示物についての基準も含まれて おり、これにより良好な景観の形成を誘導します。

なお、景観計画特定地区内で行われる地域活性化、賑わい創出を目的とした路上イベント等において、一定 の期間設置される広告物等の取扱いについては、優れたデザインのものであって、エリアマネジメント等の組 織によって適切に運用されるものに限り、自家用広告物に限定するなどの基準について一部緩和を検討し、柔 軟な運用を推進します。

景観計画特定地区における屋外広告物等の表示等に関する行為の制限は、別表第1の各地区の屋外広告物等 に関する行為の制限の項に定めるとおりとします。

# (4) 都市景観形成地区の広告物等に関する基準

川崎市都市景観条例に基づく都市景観形成地区においては、地区ごとに屋外広告物等の表示等に関する基準 を定めます。

各地区の基準等の内容は、地区の特徴を踏まえ、別途地区ごとにとりまとめることとします。

# 第6章

景観重要建造物及び

景観重要樹木の

指定方針

# 1 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に関する基本的な考え方

景観重要建造物及び景観重要樹木は、地域の景観上重要な建造物(建築物及び工作物)又は樹木について、市長が指定することにより、地域の個性ある景観づくりの核として、その維持、保全及び継承を図るものです。 景観重要建造物を中心としたまちづくりや、景観重要樹木を中心としたシンボルロードの形成等、良好な景観形成の可能性が期待できることから、本市では、今後、積極的に指定することを検討していきます。

# 2 景観重要建造物の指定の方針

景観重要建造物は、単に歴史的または文化的価値を問うものではなく、地域の自然、歴史、文化、生活等から地域の特性を表す外観を有している建造物や産業遺産等、良好な景観形成を推進する上で重要である建造物を景観法に基づいて指定するものです。

本市では、道路その他の公共の場所から誰もが容易に望見できること、また次のいずれかに該当することを要件とし、良好な景観の形成に重要と認められるものを、所有者の意見を聴いた上で、景観重要建造物として指定します。

- 1 地域の歴史や文化を後世に伝える建造物
- 2 地域のシンボルとして親しまれている建造物
- 3 景観形成に先導的な役割を持つ建造物

なお、指定に際しては、あらかじめ川崎市都市景観審議会の意見を聴くものとします。

# 3 景観重要樹木の指定の方針

景観重要樹木は、単に歴史的または文化的価値を問うものではなく、地域の自然、歴史、文化、生活等から 地域の特性を表す樹容を有している樹木、良好な景観形成を推進する上で重要である樹木を景観法に基づいて 指定するものです。

本市では、道路やその他の公共の場所から誰もが容易に望見できること、また、次のいずれかに該当することを要件とし、良好な景観の形成に重要と認められる樹木や並木を、所有者の意見を聴いた上で、景観重要樹木として指定します。

- 1 地域の自然、歴史、文化、生活等の観点から、地域の資源として景観を特徴づける樹木
- 2 樹高や樹形が地域のシンボル的な存在となっており、良好な景観の形成に寄与する樹木
- 3 市民に広く愛され、親しまれている樹木

なお、指定に際しては、あらかじめ川崎市都市景観審議会の意見を聴くものとします。

# 第章

公共施設の

整備における

景観形成に関する事項

## 公共施設の整備における景観形成に関する基本的な考え方

道路、河川、公園、公共建築物などの公共施設は、都市空間において主要な部分を占めています。そのため、良好な景観の形成にあたっては、公共施設が先導的な役割を果たすことが必要となります。また、公共施設は、市民生活に密接に関わっており、そこで生活し働く市民が愛着と誇りを持てる施設とすることが求められています。これらのことから、本市では、「公共空間景観形成ガイドライン」を策定し道路、河川、公園、公共建築物などの公共施設の整備における景観形成の基本的な考え方やその具体的な手法について示すとともに、公共施設の整備にあたっては、良好な景観形成に用いる仕組みづくりの検討等も含め景観に配慮した取組を推進しています。

一方で、公共施設の整備にあたっては社会的な要請の多様化、逼迫する財政状況によるコスト低減の要請や 公有財産管理の観点等、景観だけでなく、多岐にわたる対応が求められています。

近年、こういった背景を受け、公共施設又はその案内板、公共掲示板等を活用した広告物及び歩道橋等でのネーミングライツを活用した企業名を表示することにより、その広告料収入をこれらの施設等の維持管理に要する費用に充てる取組も見られます。

この他にも、地域の活性化や都市における賑わい創出等の観点から、官民一体となって取組むイベントの場として公共空間が注目され、様々な活用の事例が見られます。今後、広告料収入を活用した案内板等の設置や公共空間を活用した賑わいの創出等の動きがますます活発化することが見込まれます。

しかしながら、これらの取組により公共空間において掲出する広告物等が無秩序なものとなってしまうと、 公共施設に求められる景観形成の先導的な役割を果たせなくなることも懸念されます。

こうした動きやこれまでの取組を踏まえ、本市の公共施設の整備を行う際の景観形成に関する基本的な考え 方を示します。

# (1) 快適な道路空間づくり

快適で魅力的な道路空間の創出は都市景観を向上させ、都市イメージを高めます。本市では、電線類の地中 化の推進、ストリートファニチャーの整備、ポケットパークの創出等、地域特性や状況に応じた景観整備に努 めます。

また、道路空間の魅力や快適性の向上に向け、川崎の歴史・文化を活かすなど、わかりやすい公共サインの整備をすすめます。

# (2) 橋梁や道路、鉄道等の高架橋の景観づくり

多摩川を渡る大型の橋梁においては、川崎の玄関口として、象徴的な修景を図り、河川の広がりを背景とするランドマークとなるよう努めます。また、河川の緑豊かな広がりや多摩川崖線などを眺望する地点として、舗装や照明等も橋梁と一体的にデザインし親しみやすい歩行者空間づくりに努めます。

また、視覚的に周辺景観を分断しがちな高架橋は、積極的に修景を図り、周辺の景観に調和するよう配慮します。また、高架下では、橋脚や桁裏の修景を図るなど、暗い空間とならないように工夫し、景観に配慮します。

## (3) 多彩な水辺景観づくり

港、河川、用水の親水空間の整備等や親しみのある多様な水辺空間の創出に努めます。多摩川及び二ヶ領用水沿いについては、水に親しめる歩行空間の整備に努めるとともに、多摩川においては、「川崎市新多摩川プラン」を踏まえて良好な景観の創出に努めます。

また、臨海部においては、本市を象徴する産業景観が形成されており、民間企業との連携を図りつつ、「臨海部色彩ガイドライン」を踏まえ、工場や物流施設と港湾施設が調和した活力ある海辺景観の創出に努めます。

# (4) 市街地の緑化推進と緑地の適切な保全・管理

市街地における緑化の推進を図るため、公共施設では積極的な緑化に努めます。また、本市の景観に大きな 影響を与える多摩川崖線を構成する緑地の適切な保全・管理に努めます。

## (5) 景観形成の先導的役割を果たす公共建築物の整備

都市景観形成の先導的役割を果たす公共建築物は、周辺景観との調和に十分配慮した魅力的なデザインとするよう努めます。

## (6) 公共空間を活用した魅力的な賑わい景観の創出

拠点地区等で賑わいの創出が求められる地区においては、公共空間を活用した多様で魅力的な賑わい景観の 創出に努めていきます。また、地域活性化や賑わいの創出に寄与し、デザイン的に優れた占用物件及び屋外広 告物等については、場所、期間、運営主体などを考慮した上で、一部景観計画上の基準見直しを検討する等、 柔軟な運用の取組を推進します。

## 【公共空間を活用した魅力的な賑わい景観の創出のイメージ】

- ○道路空間を活用したイベントやオープンカフェの実施
- ○多摩川や二ヶ領用水などの水辺空間を活用したイベント・活動の実施
- ○公園や駅前広場等でのライトアップやイルミネーション等、魅力的な夜間照明による演出
- ○公共空間に掲出する屋外広告物等を活用した賑わいの創出

# (7) 公共広告等の景観配慮

公共施設や公共空間に掲出する広告物等は、周辺の景観や公共施設との調和に十分配慮し、公共施設や公共空間に掲出するものとしてふさわしい形態・デザインとします。また、公共施設の維持管理に寄与する民間が掲出する広告物については、優れたデザインで、周辺の景観に調和しており、支障がないと認められる場合は、基準の柔軟な運用を推進します。

## 【主な公共広告等のイメージ】

- ○公共案内板等に設置する広告物
- ○スポンサー企業名やブランド名を名称として付与するネーミングライツを活用して掲げられる愛称名・ 企業名

# 景観重要公共施設の整備及び占用許可等の基準に関する事項

(景観法第8条第2項第4号口)

景観法では、公共施設のうち良好な景観の形成のために重要な役割を果たす公共施設を、公共施設管理者の 同意に基づき景観重要公共施設として位置づけることで、公共施設の管理者と連携しながら公共施設とその周 辺を一体として良好な景観の形成を図ることを可能としています。

同制度を活用するにあたり、本市における、景観重要公共施設に関する基本的な考え方、景観重要公共施設 の整備に関する事項、景観重要公共施設の占用許可等の基準に関する考え方について次に示します。

## (1) 景観重要公共施設に関する基本的な考え方

次のいずれかに該当する公共施設のうち良好な景観の形成のために重要な役割を果たす公共施設を景観重 要公共施設として位置づけるものとします。

- ア 景観拠点や本市の景観の骨格を形成する景観の帯などの一部を構成する公共施設
- イ 地域の景観形成の先導的な役割を果たす上で重要な公共施設

景観重要公共施設として定める公共施設及び景観法第8条第2項第4号ロの景観重要公共施設の整備等に 関する事項は、別表第2\*に定めるとおりとします。

\*川崎市景観計画告示文別表 2。川崎市ホームページをご覧下さい。

#### 【公共施設の種類別の例】

#### <景観重要公園・緑地>

(例) 地形を活かし良好な眺望を有する視点場がある公園 景観的な特徴を活かし人々の憩いやレクリエーションの場となっている公園、など

## <景観重要道路等>

(例) 景観形成基準を有する都市拠点における駅前広場 地形を活かし良好な眺望を有する坂道 風格があり景観に優れた街路樹を有する道路、など

## <景観重要河川>

(例) 良好な眺望を有する視点場がある河川 景観的な特徴を活かし人々の憩いやレクリエーションの場となっている河川、など

## (2) 景観重要公共施設の整備に関する事項

景観重要公共施設に位置づけた公共施設については、公共施設管理者と協議の上、その整備にあたり景観上 配慮すべき事項を定め、より効果的に良好な景観形成を図ります。

## 【整備に関する事項の例】

(例) 景観重要公園においては、緑、水、地形等の景観特性を活かした整備に努める 景観重要道路においては、街灯や舗装等を景観に配慮したものとする 景観重要河川においては、河川や周辺環境が織りなす個性的な魅力づくりに配慮したものとする、 など

# (3) 景観重要公共施設の占用許可等の基準に関する考え方

景観重要公共施設に位置づけると、当該景観重要公共施設において景観上の特徴を維持、増進するために必要な占用許可等の基準を定めることが可能になります。本市では、地域の賑わい創出や良好な眺望を保全する等、良好な景観形成に必要な場合、公共施設管理者と協議の上、必要に応じて景観重要公共施設における占用許可等の基準を定め、より積極的な景観形成を図ります。

## 【占用許可等の基準の例】

(例) 景観重要道路内でのオープンカフェの実施による沿道建築物等と一体となった空間の活用に関する 基準や、イベントの開催等に伴うバナーフラッグの掲出等の賑わいの創出に関する基準の設定 景観重要河川内の視点場からの眺望に配慮した工作物の高さや色彩基準の設定、など

MEMO	
MEMO	
	1
· 	
I	I
	I
	I
	1
I	I
l e e e e e e e e e e e e e e e e e e e	I
I 1	
I I	I I
· 	, 
I	
	1
	1
	I
	I
	I
I	I
	I
	'
· 	
l .	I
l e e e e e e e e e e e e e e e e e e e	I
	I
	'
· 	
I	1
l e e e e e e e e e e e e e e e e e e e	I
	<u>.</u>
	I I
	1
I	I
I	I
l e e e e e e e e e e e e e e e e e e e	I
	I
I 1	
, L	J

# 第 章

# 景観形成の

推進方策

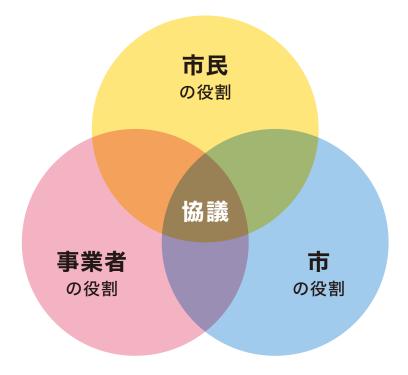
# 協働による景観形成の実践

川崎市の魅力あふれる景観形成を推進していくためには、市民・事業者・市がそれぞれの役割を果たし、景 観づくりに関わる様々な取組を協働で実践していくことが求められます。市民・事業者・市が協働して、景観 形成に取組んでいきます。

## ■市民・事業者・市の役割

市民の役割	○積極的に身近な生活環境の景観形成に努める ○良好な景観形成を行うための施策への協力
<b>事業者</b> の役割	<ul><li>○土地利用等の事業活動において、良好な景観の形成に努める</li><li>○良好な景観形成を行うための施策への協力</li></ul>
市の役割	<ul><li>○景観行政団体として良好な景観形成を行うため、市域の特性に応じた施策の策定・実施</li><li>○普及啓発活動等を通じた景観づくりの意識醸成</li><li>○公共施設管理者として、景観に配慮した公共施設の整備を推進し、地域の景観形成を先導</li></ul>

## それぞれの役割を果たし、協働によって川崎らしさを実現する



# 景観形成に向けた取組体制の構築

本計画で示した川崎らしい景観形成に向けて次に示すような体制を構築するとともに、進捗状況などを評 価・検証しながら景観形成を推進していきます。

## (1)景観形成の推進体制

本市では、景観法の制定に先立って川崎市都市景観条例を定め、景観形成を誘導してきました。これまで取 組んできた施策を引き続き推進しつつ、景観の質の向上を目指し、新たな取組についても検討していきます。

- ア 都市景観の形成に関する重要な事項を調査審議するために設置し ている川崎市都市景観審議会を適切に活用し、有識者や市民の意 見を景観施策に反映していきます。
- イ 建築物の建築、工作物の建設及び屋外広告物等の表示等について、 良好なデザインの誘導を行うために専門家による技術的な助言を 行う景観アドバイザー制度等の創設を検討します。



川崎市都市景観審議会

## (2) 協働のためのサポート体制

市民、事業者と協力して優れた都市景観を形成していくために、適切な役割分担の中で景観形成の取組を行 うとともに、そのためのサポートを行っていきます。

- 市とともに良好な景観の形成に取組む住民を支援するために必要な事業の実施を積極的に行う主体とな る景観整備機構\*について積極的に指定を行います。地域住民等を含めた民間活力の活用により、役割分 担をしながら、ともに良好な景観の形成の推進を図ります。
  - \*景観整備機構:市長は、NPO法人等を景観整備機構として指定することができます。景観整備機構では、良好な景 観の形成に関する事業を行う者に対し、アドバイザーの派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うことや、景観重 要建造物又は景観重要樹木の管理などを行うことができます。
- イ 川崎市都市景観条例に基づく地区の関係住民により組織される景観形成協議会を認定するとともに、地域 の個性を活かした景観形成の推進に向けた活動を継続して支援していきます。
- 景観形成活動への技術的援助や活動費用の助成を行っていきます。

# 関連施策・事業との連携

景観は、自然、歴史文化、公共施設、まちづくり、観光など、多様な分野と関連性が高いため、良好な景観 形成を推進するためには、各種関連施策や事業との連携が大切です。そのため、さまざまな施策等との情報共 有や連携・調整を積極的に図っていきます。

#### 「取組の例】

- ○他の関連する施策と連携し、以下に掲げる地区等を都市景観形成地区に指定すること等を検討していきます。
  - ・緑地や公園を核としたまちの魅力を高める活動が行われる地区など
  - ・生産緑地等を中心とした農のある風景を次代に伝えるための活動が行われる地区など
  - ・関連文化財群や個々の文化財を核として、これを次代に伝えるための活動が行われる地区など
- ○景観法や景観条例による取組だけではなく、さまざまなまちづくり制度を活用することで、さらなる景観形 成を推進します。
  - ・建築協定、地区まちづくり育成条例など
- ○他の関連する施策と景観重要公共施設等の制度と組み合わせる等、さまざまな施設等における景観に配慮し た保全や整備等を推進します。
  - ・水辺を活かした護岸等の整備が行われる河川など
  - ・みどりや眺望を活かした整備が行われる公園、広場など
  - ・シンボル並木等による街路整備が行われる道路など
  - ・現行の文化財保護制度に位置づけられないものの、川崎市地域文化財顕彰制度の候補になるような もので景観的価値の認められる歴史的建造物など(指定、登録されていない文化財等)
- ○より幅広い領域を「景観」として捉え、施策の連携による相乗効果を図ります。
  - ・景観形成の取組を進めることにより、シビックプライドの醸成や都市イメージの向上を図ります。
  - ・観光(案内)サイン等のデザインの統一化や観光地での景観形成を進めることにより、 観光都市としてのブランド構築を図ります。
  - ・案内板への広告掲示やネーミングライツなど財産の有効活用により公共施設の維持管理を適正に進め、 良好な景観形成を図ります。

コラム

# 景観協定と景観地区

平成 16年に制定された景観法には、良好な景観形成のために活用できる様々な制度が用意されています。 その中に「景観協定」「景観地区」があります。

景観協定は、地域のより良い景観づくりのために区域内の土地の所有者や借地権者など関係権利者の合意 により、地域の実情に応じたきめ細やかなルールを定めることができる制度です。また景観地区は、区域内 において良好な景観形成のために建築物の形態意匠や高さ、壁面位置の制限などについて、市町村が都市計 画として定めることができる制度です。それぞれの制度には特徴があり、地域の状況にあわせて選択してい くことが求められます。

川崎市では、現在のところ上記制度は活用されていませんが、本市のより良い景観形成のために、必要に 応じて活用していきます。

# 4

# 魅力ある景観情報の発信

市民が景観をより身近に感じ、関心を持って主体的に景観形成に取組んでもらうためには、景観について考えるきっかけづくり、学ぶ機会の創出が大切です。川崎の魅力ある景観情報を発信する取組を積極的に行い、これまで以上に、市民や事業者との協働による景観まちづくりを推進します。

## [取組の例]

## ○イベントの開催など ―

市民が気軽に参加できるイベントの開催により、景観づくりの意欲の向上やまちのイメージアップを図ります。



まちづくり塾 (現地視察ツアー)



景観カードラリー

## ○市民まつり、区民祭等の場での景観情報発信

多くの市民が集まる市民祭りや区 民祭の場を捉えて、積極的に景観の 情報を発信していきます。



#宮前坂道フォトコン(宮前区民祭)

#### ○景観形成に寄与した個人、団体に対する表彰・

本市の良好な都市景観形成に御協力いただいた方々について、表彰しその功績を称えることで、さらなる良好な景観形成への意欲を高めます。



川崎市都市景観形成協力者表彰



## ○SNS等各種媒体を用いた情報発信

現在、SNS等さまざまな媒体による情報発信が可能となっています。このような、新たな媒体を積極的に活用し、市民の身近に景観情報を発信します。



フェイスブックを活用した市の景観施策、 取組の発信

## ○景観教育の実施・教育啓発につながる景観啓発ツールの活用

ひとりでも多くの人が関心を持っ て積極的に景観まちづくりに関わる ようになってもらうため、景観まち づくり教育に取組みます。

特に、将来景観まちづくりの担い 手となる子どもたちに景観や景観ま ちづくりの必要性を学んでもらうこ とは、100年先の景観づくりにつ ながります。子どもたちが楽しみな がら景観を学べるようなツール等を 積極的に活用していきます。



景観ボードゲームの作成・活用



景観をテーマにした夏休みの自由研究の ためのワークショップの開催 (写真は多摩区エコフェスタの模様)

# 新たな技術や社会情勢の変化への対応

近年、様々な技術の進歩により、広告物等の種類が多様化しています。これまで景観誘導の対象としてこな かったものの、景観として大きく影響を及ぼす事例も出てきています。そのため、社会情勢の変化や技術の進 歩にあわせ現行計画の中で制限として記載されていないものについても、協議の対象としていくことで適切な 景観形成を誘導していきます。

## [協議対象の例]

- ・デジタルサイネージ、壁面ラッピング、プロジェクションマッピング、 メディアファサード等の広告物
- ・建築物のファサードに用いられる照明、光のオブジェ、イルミネーション等の演出照明 など

# 景観計画の見直し

本計画は、長い年月を経ても価値観を失わない魅力ある景観を創出するため将来の都市像を展望し、基本目 標・基本理念を定めていますが、上位・関連計画との整合を図るため、基本的に概ね10年を計画の期間とし ます。ただし、上位・関連計画の変更や地域の景観に対する意識の醸成や土地利用の推移、景観に係る材料や 製品の技術革新などの景観形成に関する環境の変化や社会状況の変化などにより必要が生じた場合は適宜見 直しを行います。

# 資料編

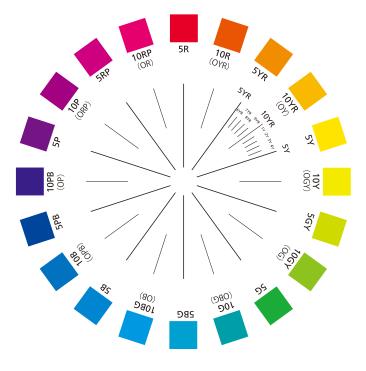
## (1)マンセル表色系について

一般的に色彩は、赤や青、黄などの色名で表現されます。しかし、色名による表現には捉え方に個人差があり、 ひとつの色を正確かつ客観的に表すことはできません。

このため、川崎市景観計画では、JIS(日本工業規格)などにも採用されている国際的な尺度である「マン セル表色系」を採用しています。

「マンセル表色系」はひとつの色彩を「色相(しきそう)」、「明度(めいど)」、「彩度(さいど)」という3つ の属性の組み合わせによって表します。

## 色相・明度・彩度について



## 色相

色相は、いろあいを表します。10種の基本色(赤、 黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫) の頭文字をとったアルファベット(R、YR、Y、GY、G、 BG、B、PB、P、RP) とその度合いを示す 0 から 10 までの数字を組み合わせ、10R(OYR) や 5Y な どのように表記します。

#### 明度

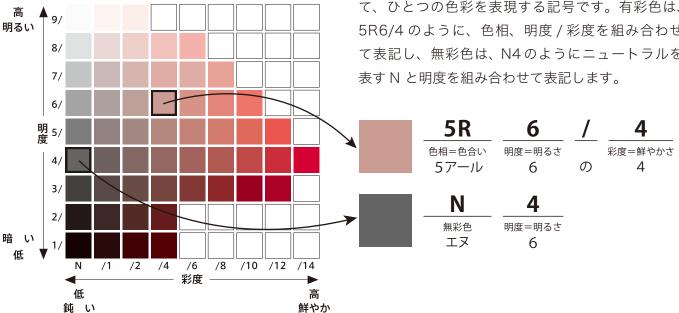
明度は、あかるさを0から10までの数値で表します。 暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大き くなり10に近くなります。

#### 彩度

彩度は、あざやかさを0から16程度までの数値で 表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、 黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。逆 に鮮やかな色彩ほど数値が大きく赤の原色の彩度は 16程度です。

### マンセル記号

マンセル記号は、これら3つの属性を組み合わせ て、ひとつの色彩を表現する記号です。有彩色は、 5R6/4のように、色相、明度/彩度を組み合わせ て表記し、無彩色は、N4のようにニュートラルを 表すNと明度を組み合わせて表記します。



5Rのカラーチャート

# (2) 景観資源図リスト

分類	番号	名称	区	所在地
	1	王禅寺ふるさと公園	麻生区	王禅寺 528-1
	2	早野聖地公園	麻生区	早野 732
	3	白山北緑地	麻生区	白山 1-1-2 ほか
	4	白山南緑地	麻生区	白山 5-2-1
	5	むじなが池公園	麻生区	白山 4-6
	6	葉積緑地	麻生区	片平 1-14-1
	7	生田緑地	多摩区・宮前区	枡形 6、7 丁目ほか、初山 1 丁目地内
	8	稲田公園	多摩区	菅稲田堤 2-9-1
	9	西菅公園	多摩区	菅北浦 4-13
	10	東生田緑地(多摩区市民健康の森)	多摩区	枡形 4 丁目地内
	11	緑ヶ丘霊園	多摩区・高津区	長尾7丁目地内、上作延、下作延、久地4丁目地区
	12	菅北浦緑地	多摩区	菅北浦 4-16-1
	13	多摩川緑地菅地区	多摩区	菅野戸呂地内
	14	東高根森林公園	宮前区	神木本町 2-10-1
	15	西長沢公園	宮前区	潮見台 4-2
	16	菅生緑地(宮前区市民健康の森)	宮前区	水沢 1-3
	17	宮崎第4公園	宮前区	宮崎 6-2-3
	18	多摩川緑地宇奈根地区	高津区	宇奈根、久地 2 丁目地内
	19	多摩川緑地二子地区	高津区	二子地内
	20	多摩川緑地諏訪地区	高津区	諏訪2丁目、瀬田地内
	21	多摩川緑地下野毛地区	高津区	下野毛 1 丁目地内
公園	22	高津せせらぎ公園	高津区	下野毛 1 丁目 6-18
五座	23	多摩川緑地瀬田地区	高津区	瀬田地内
	24	等々力緑地	中原区	等々力 1-1
	25	川崎市中原平和記念公園	中原区	木月住吉町 33-1
	26	多摩川緑地宮内地区	中原区	等々力地内
	27	多摩川緑地等々力地区	中原区	等々力地内
	28	多摩川緑地上丸子天神町地区	中原区	等々力、上丸子天神町地内
	29	多摩川緑地丸子橋地区	中原区	上丸子八幡町地内
	30	多摩川緑地中丸子地区	中原区	中丸子、上平間地内
	31	多摩川緑地上平間地区	中原区	上平間地内
	32	御幸公園	幸区	東古市場1
	33	夢見ヶ崎公園(幸区市民健康の森)	幸区	南加瀬 1-2-1
	34	さいわい緑道(旧河原町緑道)	幸区	河原町、神明町 1、2 丁目地内
	35	南河原公園	幸区	都町 74-2
	36	多摩川緑地古市場地区	幸区	古市場地内
	37	多摩川緑地小向仲野町地区	幸区	小向地内
	38	富士見公園	川崎区	富士見 1、2 丁目
	39	多摩川緑地鈴木町地区	川崎区	鈴木町地内
	40	多摩川緑地中瀬地区	川崎区	中瀬1丁目地内
	41	桜川公園	川崎区	桜本 1-14-3
	42	大師公園	川崎区	大師公園 1
	43	浮島町公園(川崎区市民健康の森)	川崎区	浮島町 12-7
	44	小田公園	川崎区	小田 4-20-38
	1	ちどり公園	川崎区	千鳥町 9-1
港湾緑地	2	東扇島西公園	川崎区	東扇島 94-1
=	3	東扇島東公園	川崎区	東扇島 58-1
	4	東扇島緑道	川崎区	東扇島地内
	1	黒川よこみね特別緑地保全地区	麻生区	黒川 1229 ほか
	2	黒川海道特別緑地保全地区	麻生区	黒川 1402 ほか
	3	黒川西谷特別緑地保全地区	麻生区	黒川 1504-1 ほか
	4	西黒川特別緑地保全地区	麻生区	黒川 1675-1 ほか
	5	黒川入り谷戸特別緑地保全地区	麻生区	黒川 1770-1 ほか
	6	栗木山王山特別緑地保全地区 岡上和ス / 大株別緑地保全地区	麻生区	栗木 286-2 ほか
		岡上梨子ノ木特別緑地保全地区	麻生区	岡上 1286-1 ほか
特別緑地	7		<b>应</b> 4- 6-7	
	8	早野梅ヶ谷特別緑地保全地区	麻生区	早野 975 ほか T
特別緑地 保全地区	8	早野梅ヶ谷特別緑地保全地区 王禅寺四ツ田特別緑地保全地区	麻生区	王禅寺字四ッ田 1028-2 ほか
	8 9 10	早野梅ヶ谷特別緑地保全地区 王禅寺四ツ田特別緑地保全地区 王禅寺源左衛門谷特別緑地保全地区	麻生区 麻生区	王禅寺字四ッ田 1028-2 ほか 王禅寺 1201-1 ほか
	8 9 10 11	早野梅ヶ谷特別緑地保全地区 王禅寺四ツ田特別緑地保全地区 王禅寺源左衛門谷特別緑地保全地区 多摩特別緑地保全地区	麻生区 麻生区 麻生区	王禅寺字四ッ田 1028-2 ほか 王禅寺 1201-1 ほか 多摩美 1 丁目 31-2 ほか
	8 9 10 11 12	早野梅ヶ谷特別緑地保全地区 王禅寺四ツ田特別緑地保全地区 王禅寺源左衛門谷特別緑地保全地区 多摩特別緑地保全地区 小沢城址特別緑地保全地区	麻生区       麻生区       麻生区       多摩区	王禅寺字四ッ田 1028-2 ほか 王禅寺 1201-1 ほか 多摩美 1 丁目 31-2 ほか 菅仙谷 1 丁目 4 ほか
	8 9 10 11 12 13	早野梅ヶ谷特別緑地保全地区 王禅寺四ツ田特別緑地保全地区 王禅寺源左衛門谷特別緑地保全地区 多摩特別緑地保全地区 小沢城址特別緑地保全地区 管馬場谷特別緑地保全地区	麻生区 麻生区 麻生区 多摩区 多摩区	王禅寺字四ッ田 1028-2 ほか 王禅寺 1201-1 ほか 多摩美 1 丁目 31-2 ほか 菅仙谷 1 丁目 4 ほか 菅馬場 2 丁目 4711 ほか
	8 9 10 11 12	早野梅ヶ谷特別緑地保全地区 王禅寺四ツ田特別緑地保全地区 王禅寺源左衛門谷特別緑地保全地区 多摩特別緑地保全地区 小沢城址特別緑地保全地区	麻生区       麻生区       麻生区       多摩区	王禅寺字四ッ田 1028-2 ほか 王禅寺 1201-1 ほか 多摩美 1 丁目 31-2 ほか 菅仙谷 1 丁目 4 ほか

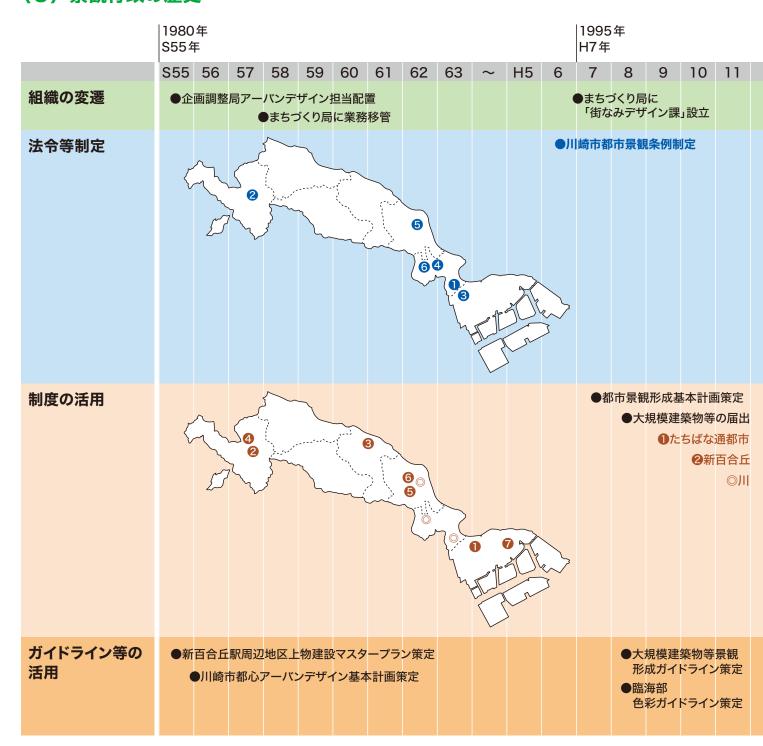
 分類	番号	名称	Z	所在地
75700	1	王禅寺のカキノキ	麻生区	王禅寺
		東光院のカキノキ	麻生区	岡上
	2	東光院のイトヒバ	麻生区	岡上
		東光院のイチョウ	麻生区	岡上
	3	岡上のカキノキ	麻生区	岡上
	4	千代ヶ丘小学校の五色八重咲散椿	麻生区	千代ヶ丘8丁目
	5	東林寺のイチョウ	麻生区	上麻生 6 丁目
	6	東百合丘のクスノキ	麻生区	東百合丘1丁目
	7	千代ヶ丘のタブノキ	麻生区	千代ヶ丘9丁目
	8	細山神明社のクスノキ	麻生区	細山2丁目
	9	汁守神社のヤブツバキ	麻生区	黒川1丁目
	10	丸山教本庁のフジ	多摩区	登戸
	1.1	丸山教本庁のクスノキ	多摩区	登戸
	11	長念寺のイチョウ	多摩区	登戸
	12	登戸稲荷神社のケヤキ 登戸稲荷神社のクスノキ	多摩区	<del>立</del>
		東生田緑地のウスノギ	多摩区	豆尸   枡形 4 丁目
	13	東生田緑地のイヌザクラ	多摩区	枡形 4 丁目
		生田緑地のシダレザクラ	多摩区	枡形6、7丁目ほか
	14	川崎国際生田緑地ゴルフ場のカキノキ	多摩区	枡形 7 丁目
		生田緑地のエンジュ	多摩区	枡形 7 丁目
	15	生田小学校のコブシ	多摩区	生田 7 丁目
まちの樹	16	御杓文字橋のセンダン	多摩区	西生田 1 丁目
	1.7	影向寺のイチョウ	宮前区	野川
	17	影向寺のサルスベリ	宮前区	野川
	18	泉福寺のイチョウ	宮前区	馬絹
	10	泉福寺のサルスベリ	宮前区	馬絹
	19	小台のイロハカエデ	宮前区	小台 1 丁目
	20	平のケヤキ	宮前区	平1丁目
	21	有馬のケヤキ	宮前区	有馬 4 丁目
	22	白幡八幡大神のクスノキ	宮前区	平4丁目
	23	下有馬不動尊のヤブツバキ	宮前区	東有馬3丁目
	24	杉山神社のシイノキ	高津区	末長
	25	末長のオオシマザクラ	高津区	末長
	26 27	二子神社のムクノキ	高津区	二子1丁目
	28	光明寺のクスノキ	高津区	二子 1 丁目 二子 4 丁目
	29		高津区	一
		坂戸のケヤキ	高津区	坂戸1丁目
	31	梶ヶ谷神明社のケヤキ	高津区	梶ヶ谷4丁目
	32	小杉神社のケヤキ	中原区	小杉御殿町1丁目
	33	天満天神社のクスノキ	幸区	東古市場
	34	稲毛神社のイチョウ	川崎区	宮本町
	35	川崎大師平間寺のクスノキ	川崎区	大師町
	1	白山神社	麻生区	白山 4-3-1
	2	東光院	麻生区	岡上 217
	3	法雲寺	麻生区	高石 2-6-1
	4	戒翁寺(殿様の墓)	麻生区	早野 777
	5	不動院(ダルマ市)	麻生区	下麻生 809
	6	細山神明社	麻生区	細山 2-6-1
	7	早野横穴墓   他町海跡	麻生区	早野 889 ほか 片平 3-27-1 ほか
	8	仲町遺跡	麻生区 麻生区	万 平 3-27-1 はか   岡上 794 ほか
	10	岡上丸山遺跡	麻生区	岡上 794 ほが
	11	四工九口恩跡   王禅寺と禅寺丸柿	麻生区	王禅寺 940 ほか
文化財等	12	本件サビ件サルボー   本件サビー   本	麻生区	上麻生 720
><10×1 <del>4</del>	13	妙楽寺	多摩区	長尾 3-9-3
	14	広福寺	多摩区	枡形 6-7-1
	15	長念寺	多摩区	登戸 1416
	16	寿福寺	多摩区	菅仙谷 1-14-1
	17	光明院	多摩区	登戸 1253
	18	玉林寺	多摩区	菅馬場 2-20-1
	19	常照寺	多摩区	宿河原 3-11-3
	20	盛源寺	多摩区	長沢 1-29-6
	21	薬師堂(菅の獅子舞)	多摩区	菅北浦 4-16-2
	22	子之神社	多摩区	菅北浦 5-4-1
	23	長者穴横穴墓群	多摩区	枡形 6-1 ほか

分類	番号	名称	区	所在地
	24	下原遺跡	多摩区	長尾 7-12 ほか
	25	長尾台遺跡	多摩区	長尾 6-11 ほか
	26	根岸古墳群	多摩区	枡形 4-12 ほか
	27	寺尾台廃堂跡	多摩区	寺尾台 2-8-3
	28	小沢城跡	多摩区	菅仙谷 1-4 ほか
	29	枡形城跡	多摩区	枡形 6-4740 ほか(生田緑地内)
	30	での六地蔵	多摩区	菅北浦 2-1-1 ほか
	31	丸山教本庁	多摩区	登戸 1274
	32	長尾神社(歩射)	多摩区	長尾 3-10-1
	33	F 3 - 1 1 - 1		
		影向寺	宮前区	野川 419
	34	東高根遺跡	宮前区	神木本町 2
	35	馬網古墳	宮前区	馬絹 994-10
	36	野川神明社境内遺跡	宮前区	野川 463 ほか
	37	等覚院	宮前区	神木本町 1-8-1
	38	泉福寺	宮前区	馬絹 1719
	39	白幡八幡大神(禰宜舞)	宮前区	平 4-6-1
	40	菅生神社(初山の獅子舞)	宮前区	菅生 2-8-1
	41	十三菩提遺跡	宮前区	野川 2345 ほか
	42	五所塚と権現台遺跡	宮前区	五所塚 1-1-6 ほか
	43	潮見台遺跡	宮前区	潮見台 3-8 ほか
	44	鷲ヶ峰遺跡	宮前区	菅生ケ丘 33
	45	橘樹官衙遺跡群(影向寺遺跡)	宮前区	野川 419 ほか
	46	ニヶ領用水久地円筒分水	高津区	久地 341
	47	子母口貝塚	高津区	子母口 54-148 ほか
	48	西福寺古墳	高津区	梶ヶ谷 3-17
	49	妙法寺	高津区	久末 375
	50	能満寺	高津区	千年 354
	51	薬師院	高津区	新作 3-27-1
	52	光明寺	高津区	二子 1-10-10
	53	<sup>1200 を</sup>		子母口 122 ほか
			高津区	
	54	梶ヶ谷神明社上遺跡	高津区	据ヶ谷 4-14 ほか **た101 ほか
	55	新作小高台遺跡	高津区	新作 1-9-1 ほか
<del></del> // //-	56	二子神社(岡本かの子文学碑)	高津区	二子 1-4-1
文化財等	57	延命寺	高津区	上作延 204
	58	宗隆寺	高津区	溝口 2-29-1
	59	川崎市地名資料室	高津区	溝口 1-6-10
	60	千年伊勢山台官衙遺跡	高津区	千年 423-1 ほか
	61	橘樹官衙遺跡群(橘樹郡家跡)	高津区	千年字伊勢山台 423 番 1 ほか
	62	日枝神社	中原区	上丸子山王町 1-1455
	63	泉澤寺	中原区	上小田中 7-20-5
	64	春日神社	中原区	宮内 4-12-2
	65	常楽寺	中原区	宮内 4-12-14
	66	大楽院	中原区	上丸子八幡町 1522
	67	全龍寺	中原区	下小田中 5-3-15
	68	新城神社(囃子曲持)	中原区	新城中町 4-14
	69	神庭遺跡	中原区	井田 3-13-1 ほか
	70	安藤家長屋門	中原区	小杉陣屋町 1-13-3
	71	長弘寺	幸区	南加瀬 3-24-16
	72	無量院	幸区	小倉 957
	73	延命寺	幸区	都町 4-2
	74	称名寺	幸区	下平間 183
	75	八幡大神(小向の獅子舞)	幸区	小向 242
	76	夢見ヶ崎(古墳群)	幸区	北加瀬 1-13-1 ほか
	76	夢見ヶ崎(秋草文壺)	幸区	北加瀬 1-13-1 ほか
	77	妙光寺(田中休愚)	幸区	小向 20-1
	78	東明寺	幸区	塚越 2-118
	79	深瀬家長屋門	幸区	南加瀬 3-13-25
	80	本概多文度  ]	川崎区	竹川瀬 3-13-25   大師町 4-48
	81	十囘寸   川崎河港水門	川崎区	
	_			
	82	昭和電工川崎事業所本事務所	川崎区	扇町 5-1
	83	真福寺	川崎区	堀之内町 11-7
	84	明長寺	川崎区	大師本町 10-22
	85	稲毛神社(川崎山王祭りの宮座式)	川崎区	宮本町 7-7
	86	石観音堂	川崎区	観音町 2-16-3
	87	汐留稲荷神社	川崎区	池上新町 2-24-21
	88	佐藤惣之助碑	川崎区	富士見 1-1-4 川崎市体育館前
	89	芭蕉の句碑	川崎区	日進町 11-9

分類番号		名称	区	所在地
	1	細王舎跡(記念碑)	麻生区	高石 3-32
	2	安藤資次家住宅	麻生区	片平 4-10-13
	3	柿生発電所	麻生区	黒川 1544-2
	4	導水開渠と第一導水ずい道坑口など	多摩区	三田 5-1-1 長沢浄水場
	5	旧原家住宅など	多摩区	枡形 7-1-1
	6	D 51408 蒸気機関車	多摩区	枡形 7-1-2
	7	スハ 42 型客車	多摩区	枡形 6-26-1 生田緑地
	8	上河原堰提	多摩区	布田 35 付近
	9	電車車両(モハ 510 型)など	宮前区	宮崎 2-10-12 東急宮崎台駅
	10	石垣	高津区	坂戸 1-20-1
	11	二ヶ領用水	高津区	川崎市全域
	12	ニヶ領用水久地円筒分水	高津区	久地 341
	13	二子橋	高津区	二子 2-1
	14	呉服店・薬屋等の蔵造りの町並み	高津区	溝口
	15	トーマス転炉など	中原区	等々力 1-2
	16	福來醤油㈱工場建屋	中原区	井田 1-16-20
立 <b>※</b> /生立	17	ガス橋	中原区	上平間
産業遺産	18	多摩川レンガ築堤	幸区	堀川町川沿い
	19 20	アウマンの家など 日本鋳造㈱工場施設	川崎区	南渡田町 1-1 白石町 2-1
	21	口平瞬垣帆上場旭設   昭和電工㈱川崎事業所本事務所	川崎区	扇町 5-1
	22	・	川崎区	
	23		川崎区	京浜急行大師線川崎大師駅
	24	おたまり 発性の地部心神なと   鈴木町駅舎	川崎区	京浜急行大師線鈴木町駅
	25	二代目六郷橋駅跡	川崎区	本町2丁目
	26	鶴見工場サイロ塔	川崎区	大川町 3-1
	27	三井埠頭㈱事務所	川崎区	扇町 9-1
	28	「川崎漁業ゆかりの地」の碑	川崎区	東扇島 11-1
	29	電車 700	川崎区	
	30	六郷の渡し跡	川崎区	旭町
	30	六郷橋	川崎区	旭町
	31	旧六郷橋親柱	川崎区	宮本町 7 稲毛公園
	32	川崎河港水門	川崎区	港町 66 地先
	33	弘法大師道標	川崎区	大師町 4 川崎大師
	34	プラネタリー熱間圧延機フィードロール減速機用歯車	川崎区	富士見町 2-1-4 富士見公園
	1	特定非営利活動法人発見工房クリエイト	麻生区	黒川 276
		川崎市立日本民家園	多摩区	枡形 7-1-1
	2	かわさき宙(そら)と緑の科学館	多摩区	枡形 7-1-2
	_	川崎市伝統工芸館	多摩区	枡形 7-1-3
		川崎市岡本太郎美術館	多摩区	枡形 7-1-5
	3	電車とバスの博物館	宮前区	宮崎 2-10-12
文化的施設	4	ミツトヨ博物館・沼田記念館	高津区	坂戸 1-20-1
~ 10H J///BIX	5	川崎市大山街道ふるさと館	高津区	溝口 3-13-3
	6	小黒恵子童謡記念館	高津区	諏訪 3-13-8
	7	川崎市市民ミュージアム	中原区	等々力 1-2
	8	川崎市平和館	中原区	木月住吉町 33-1 (中原平和公園内)
	9	常楽寺(まんが寺)	中原区	宮内 4-12-14
	10	若宮八幡宮郷土資料館   川崎マリエン(川崎市港湾振興会館)	川崎区 川崎区	大師駅前 2-13-16 東扇島 38-1
		川崎マリエン (川崎市港湾振興会館)	多摩区	米
	2	小泉橋	多摩区	
	3	二子橋	高津区	
	4	│────────────────────────────────────	中原区	
橋りょう	5	ガス橋	中原区	
	6	大師橋	川崎区	
	7	新大扇橋	川崎区	
	8	六郷橋	川崎区	
		三沢川	麻生区	南黒川
			多摩区	生田 2 丁目~布田
		ニヶ領用水(宿河原線)	多摩区	宿河原 6 丁目~宿河原 1 丁目
		平瀬川	宮前区	菅生3丁目~菅生4丁目、初山1丁目、平4丁目
河川親水整	<b>M</b>	平瀬川支川	宮前区	菅生2丁目
		ニヶ領用水	高津区・中原区	宮内1丁目~久地1丁目、今井仲町~上小田中
				7丁目、苅宿~今井仲町
		渋川	中原区	木月大町~今井仲町
		大師掘・町田掘	幸区	新塚越~鹿島田2丁目

分類番号	<b>名称</b>	区	所在地
	くらやみ坂	多摩区	枡形6丁目
	堂脇坂	宮前区	宮崎 1 丁目
	さくら坂	宮前区	宮崎2丁目
	長坂	宮前区	宮崎2丁目
	庚申坂	宮前区	宮崎2丁目と3丁目の境界
	白井坂	宮前区	犬蔵 1 丁目
	見晴らし坂	宮前区	五所塚 1 丁目
	春待坂	宮前区	鷺沼3丁目と1丁目の境界
	島坂	宮前区	初山2丁目~白幡台1丁目
	鶴喉坂	宮前区	神木本町1丁目
	巴坂	宮前区	菅生2丁目と1丁目の間
	富士見坂	宮前区	土橋1丁目と宮前平2丁目の境界
坂道	八幡坂	宮前区	東有馬 3 丁目
	日向坂	宮前区	東有馬3丁目
	へび坂	宮前区	南平台
	たいら坂	宮前区	平1丁目
	梅の木坂	宮前区	野
	くぬぎ坂	宮前区	野
	権六坂	宮前区	野
	神明坂	宮前区	有馬 5 丁目
	ねもじり坂	高津区	下作延
	馬坂	高津区	久本 1 丁目
	兎坂	高津区	久本 1 丁目
	堂坂	高津区	末長
	おしみず坂	幸区	南加瀬1丁目
	多摩川の散歩道	多摩川区・高津区・ 中原区・川崎区	
	柿生の峰をめぐる散歩道	麻生区	
	柿生の里散歩道	麻生区	
遊歩道	多摩自然遊歩道	麻生区・多摩区	
四少足	東生田自然遊歩道	多摩区	
	長尾の里めぐり	多摩区・宮前区・	
		高津区	
	たちばなの散歩道	宮前区・高津区	
	渋川・加瀬をめぐる散歩道	中原区・幸区	
	ダルマ市	麻生区	下麻生 809
	での獅子舞 「白矮大地戸祭 / 白矮 3 矮大地別大祭 (藩京舞)	多摩区	菅北浦 4-16-2
	白幡大神夏祭 / 白幡八幡大神例大祭(禰宜舞)	宮前区	平 4-6-1
	菅生神社例大祭(初山の獅子舞)	宮前区	菅生 2-8-1
	川崎市政記念 多摩川花火	高津区	**************************************
主な行事	新城神社例大祭(囃子曲持)	中原区	新城中町 4-14
	かわさきジャズ	幸区	h
	八幡大神例大祭(小向の獅子舞)	幸区	小向 242
	川崎ハロウィン	川崎区	+ harm 4 40
	川崎大師 風鈴市	川崎区	大師町 4-48
	山崎山王祭の宮座式	川崎区	宮本町 7-7
	沖縄芸能大会(沖縄民俗芸能)	川崎区	川崎市教育文化会館
	津久井道	麻生区・多摩区	
旧街道	大山街道(矢倉沢往還)	宮前区・高津区	
	中原街道	高津区・中原区	
	東海道	川崎区	

## (3) 景観行政の歴史

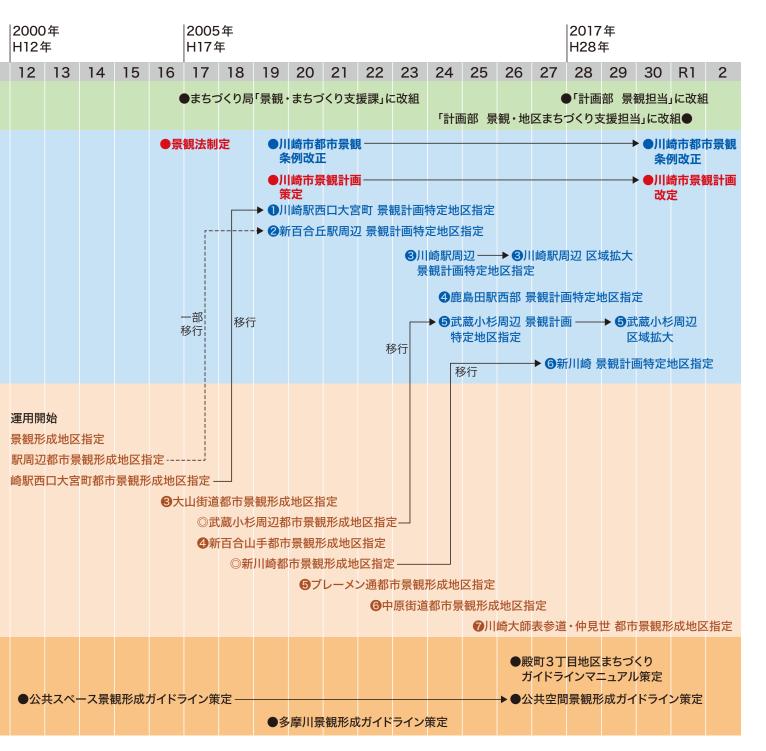


#### 景観行政の始まり

本市の景観行政は、昭和50年代後半のJR川崎駅東口周辺と小田急線新百合ヶ丘駅周辺の取組みから始まりました。JR川崎駅東口周 辺では、駅前地下街の建設、駅前広場の再整備、駅東西自由通路の建設、駅前の工場移転に伴う民間再開発など大規模な計画が集中し ました。駅前の雑然としたイメージを払拭する好機と捉え、「都心アーバンデザイン委員会(S56)」を発足し景観整備の推進体制を整え ました。「都心アーバンデザイン基本計画(S56) を策定するとともに、公共事業を先行させ民間事業を先導することで、短期間で目標とす るイメージを具体化しました。新百合ヶ丘駅周辺は昭和49年の駅開設に伴い本市の新都心として位置づけられ、昭和52年に地権者に よる区画整理事業が始まりました。造成、建築物の整備にあわせ、権利者の発意から良好な市街地形成の指針となる「上物建設マスター プラン(S55)」を策定しました。当時は、全国的にも珍しい現在の地区計画制度を先取りした取組みでした。

#### 都市景観条例制定、街なみデザイン課設立

大規模な建築物の届出や地域的な景観形成などを制度化するとともに、継続的かつ組織的な景観行政をめざし、川崎市都市景観条例 (H6)が制定されました。この条例は都市景観形成地区における地元協議会の認定制度など、市民の手による景観づくりに重点を置いて います。条例の制定を契機として街なみデザイン課(H7)が設立されました。都市景観審議会の発足、都市景観形成基本計画の策定など、 新たな景観行政がスタートしました。拠点の顔づくりを柱とし、主要な駅周辺や臨海部等の景観形成を重点的に取組みました。デザイン ワークショップやサインワークショップ、デザイン会議の設置、グラフィックデザインコンペなどを行いました。



#### 景観法制定、景観計画策定、都市景観条例改正

景観に対する住民意識の高まりなどから各自治体の取り組みを後押しする形で、平成16年に景観法が制定されました。本市では、平成19年に景観計画を策定し、あわせて都市景観条例を改正しました。景観法と自主条例の2層による景観形成が進められるようになりました。都市景観条例により住民発意による身近な地域の景観形成の支援を行っており、都市景観形成地区はこれまでに10地区(うち3地区が景観計画特定地区に移行)を指定しています。また、景観計画により地域の景観の形成を先導していく地区等においてより積極的な景観形成を図る地区として、景観計画特定地区を指定しており、これまでに6地区を指定しています。

#### 景観計画の改定

景観形成の実績を積み上げ、一定の成果を上げる一方で、都市景観条例及び景観計画の運用を始めてから約10年が経過し、本市を取り巻く社会情勢等は大きく変化しており、景観施策に求められる内容も変化していることから、景観計画の改定に着手し、これまでの本市の景観施策を継承しつつ、地域の個性を活かし、時代の変化に対応した柔軟で、質の高い景観形成の推進を目指す新たなステップを踏み出すための景観計画の改正を行いました。

# (4) 改定景観計画の策定経過

平成 16 年	6月18日	景観法制定
平成 17 年	6月1日	景観法全面施行
平成 19 年	12月19日	景観計画及び改正都市景観条例を告示
平成 20 年	7月1日	景観計画及び改正都市景観条例を施行
平成 29 年	3月30日 6月14日 9月4日 11月7日	都市景観審議会(景観計画の改定に向けた取組の方向性について報告) 第1回都市景観審議会専門部会(景観計画の改定について検討) 都市景観審議会(景観計画の改定について報告) 第2回都市景観審議会専門部会(景観計画の改定について検討)
平成 30 年	2月2日 3月16日 7月23日~ 8月22日 11月1日	第3回都市景観審議会専門部会(景観計画の改定について検討) 都市景観審議会(川崎市景観計画改定素案について報告) 景観計画改定素案についてパブリックコメント手続きを実施 市民意見に対する市の考え方を公表
	11月14日 11月15日 12月26日	都市景観審議会(景観計画改定案についての諮問答申) 市都市計画審議会(景観計画改定案についての諮問答申) (景観法第9条第2項に基づく手続き) 改定景観計画を告示
平成 31 年	2月12日 3月18日	市議会において都市景観条例改正案を提案 市議会において都市景観条例改正案を告示
令和元年	7月1日	改定景観計画及び改正都市景観条例を施行

川崎市	川崎市都市景観審議会委員(敬称略) 平成29年3月~平成30年11月					
区分		氏名	区分		氏名	
学識	審議会会長		市民	野村 光	(平成30年7月1日から)	
経験者	有賀 隆			大坂 明子	(平成29年7月1日から)	
	専門部会会長	(平成 29 年 7 月 1 日から)		神本 一枝	(平成29年7月1日から)	
	木下 庸子	(十成29年7月1日か9)		鴨志田 敏彦	(平成29年7月1日から)	
	小白 班之			菅野 利勝		
	小泉 雅子		山村 弘樹	(平成29年7月1日から)		
	鈴木 俊治 (平成29年7月1日から)		坪井 武信	(平成29年7月1日から)		
			中川 泰三			
	園さゆり		森岡 秀悟	(平成29年7月1日から)		
			阿久津 義一	(平成30年6月30日まで)		
	野澤 壽江		井上 早苗	(平成29年6月30日まで)		
			魚津 利興	(平成29年6月30日まで)		
	今田 古塔	(Tet 00 / C = 00 = + 7)		仲村 アサ子	(平成29年6月30日まで)	
	倉田 直道	(平成29年6月30日まで)		深瀬 武三	(平成29年6月30日まで)	
	松下 圣和	10 T × 10		作間 公子	(平成29年6月30日まで)	
	松下 希和 	(平成29年6月30日まで)		澤田 真智子	(平成29年6月30日まで)	

MEMO	
	,   

# 川崎市景観計画 2018年12月改定

発行 川崎市 令和元年7月 初版発行

## 編集 川崎市 まちづくり局計画部 景観・地区まちづくり支援担当

住所 〒 210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044-200-3022

FAX 044-200-3969

E-mail 50keikan@city.kawasaki.jp

※許可なく本計画、写真、図版等の転載、複製することを禁じます。

